【成年年齢引き下げによる消費者問題に対応】
対象：主に高校生（幅広い世代で活用可）

思わず伝えたくなる

「消費者市民社会」の話

「買う・支払う・使う・捨てる」の4ステップで育てる消費者市民の芽

指導書

（授業展開例＆ワークシート付）

NACS 公益社団法人
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

はじめに

「消費者市民社会」。 この言葉をどのように伝えますか。

お店に行けば、たくさんの種類のリンゴが並んでいます。私たち消費者は、その中から好きなリンゴを選んで買うことができます。では、どのように一つのリンゴを選べばよいのでしょうか。

あるリンゴは安いけれども劣悪な労働条件のもとで作られているのかも知れません。あるリンゴは外国産の珍しいものですが輸送コストがかかり過ぎているかも知れません。また、あるリンゴは丁寧にラッピングされていますがたくさんのゴミを出してしまいます。

このように、一つのリンゴの向こう側には、実はもう一つの「社会」があるのです。この「社会」に思いを馳せることができれば、『消費者市民社会』への第一歩を踏み出したといえるでしょう。

このテキストでは、「買う」、「支払う」、「使う」、「捨てる」という4つの段階に分けて、「消費者市民社会」を目指すために最低限知っておいてほしい知識をまとめてみました。このテキストを手にした人が、「思わず伝えたくなる」ような話を厳選して詰め込んでみました。楽しみながら学んで、そして、誰かに伝えてもらえることを願っています。

弁護士　中村 新造(監修者)

目　次

はじめに／目　次 …… 2

中学・高校期における消費者教育 …… 3

◆授業で使える一目でわかるテキスト解説

ステップ1　商品・サービスを購入する ～契約の基本～ …… 4
ステップ2　支払方法の多様化とクレジットカード …… 6
ステップ3　使うときのことを考えた買い物 …… 8
エピローグ　消費者市民としての行動で社会を変える …… 10

◆指導者のための知っておきたい知識

ステップ1　商品・サービスを購入する ～契約の基本～ …… 12
ステップ2　支払方法の多様化とクレジットカード …… 14

◆アクティブラーニング解説

ステップ3　使うときのことを考えた買い物 …… 16
ステップ4　商品の一生を考えたエシカル消費 …… 18
エピローグ　消費者市民としての行動で社会を変える …… 20

◆授業展開例／ワークシート

ステップ1　商品・サービスを購入する ～契約の基本～ …… 22
ステップ2　支払方法の多様化とクレジットカード …… 24
ステップ3　使うときのことを考えた買い物 …… 26
ステップ4　商品の一生を考えたエシカル消費 …… 28
エピローグ　消費者市民としての行動で社会を変える …… 30

中学・高校期における消費者教育

1 消費者教育の必要性

横浜国立大学教授　西村 隆男

1962年3月15日、第35代アメリカ大統領のJ.F.ケネディが、議会において消費者の4つの権利を宣言してから今年で55年になります。4つの権利は言うまでもなく、「安全を求める権利（the right to safety）、知らされる権利（the right to be informed）、選択できる権利（the right to choose）、意見が聞き届けられる権利（the right to be heard）」です。その宣言の冒頭でケネディは「消費者とは私たち全ての人々である」と表現しました。

私たちは、生まれてから死ぬまで消費者であり続けます。市場からさまざまな商品やサービスを購入し、日々の生活を再生産して生きています。中学生や高校生ももちろん立派な消費者であり、売り手は商品やサービスのターゲットとして、あの手、この手の商品開発、販売戦略を通じて購入を迫っている現実を、改めて冷静に見つめる必要があるでしょう。

消費者教育とは、消費者である一人一人が、自らの判断で必要なものを購入し、あるいは必要のないものを無理に購入することなく、社会の在り様や地球環境への影響などにも配慮しつつ生活していくことのできる力を育てる教育活動です。消費者行政では消費者の自立支援のための施策を指して消費者教育と表現することも多いですが、2012年には消費者教育推進法が制定され、消費者教育が法的な定義を持つようになりました。

消費者教育推進法では、『消費者教育』を「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む）及びこれに準ずる啓発活動」（第2条1項）としました。また、この条項で使用された『消費者市民社会』とは「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、日々の消費生活に関する行動が、現在及び将来にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」（第2条2項）であると定義しました。

この法律は、消費者教育とは何かを明示するとともに、消費者教育を行うことを国及び、地方自治体の義務としました。また、教員に対する研修機会の確保や、国及び自治体による教材開発の必要を定めています。

紙幅の制約から詳細を述べることはできませんが、消費者教育に関する法律が初めて制定されたということは、以前から学校における消費者教育が重要と言われながらも、教育課程の中に十分取り込めていなかった現実が背景としてあります。昨年末に公表された中央教育審議会による新学習指導要領に関する答申でも、「主権者として求められる力や安全・安心な生活や社会づくりに必要な資質・能力」を体系的に学ぶ必要性が指摘されました。高校の公民科に「公共」という新たな名称の必修科目が設置されるのも、それらの反映なのでしょう。

2 学校に求められる消費者教育

ものを「買う」という行為はどういう意味のある行為か、そしてその行為の結果生じる「権利」や「義務」とは何なのか、生徒が主体的に考えることは大切な学習活動です。学校での消費者教育は、社会科・公民科や家庭科の授業のみならず、少しの工夫により、国語や数学、理科や英語などの教科や、総合的な学習の時間、道徳、特活などのさまざまな機会に実践することが可能です。日常のものを「買う」行為は、市場に参加することを意味します。その結果、企業は利益をあげ、さらに業容を拡大し、株主への配当を増やすかもしれません。100円の買い物で、世の中にインパクトを与えることができることを認識させ、本当に社会にとって良い企業を選別し、問題のある企業を市場から排除することが求められます。

仮に購入した食品にカビが見られたとか、受けたサービスが契約どおりでなかったというケースでは、消費者が我慢して何もしなければ、企業サイドにそうした情報は届きません。おそらく企業は消費者が満足しているものと推測するしかありません。ここに問題があります。消費者が声をあげることは権利である（意見が聞き届けられる権利）と同時に、義務でもあるとの認識を持つべきです。なぜなら、自らの被害をそのままにしておくこと（泣き寝入り）は企業の行動に何らの影響も与えませんから、むしろ被害の拡大に加担していることにもなりうるのです。

消費者市民の考え方の基本は、こうした自分ごととしてだけでなく、他者のことも意識し、配慮して行動する市民となることを目指すものなのです。消費行動を通じた民主主義の実現と言い換えてもいいでしょう。一人一人の消費者が、確かな選択によって、たくましく、そして環境や人権への配慮をした消費生活を営んでいくことが大切なのです。

早晩18歳へ成人年齢を引き下げることがほぼ確定しています。高校生への消費者教育では、とくに、契約の大切さや、消費行為の持つ社会とのかかわりをしっかり身に付けてもらいたいと思います。

〈キーワード〉
- 契約とは
- 契約の成立時点
- 契約自由の原則

民法による契約の原則
消費者として毎日契約して生活していることに気付かせる。民法の契約の基本的な考え方は「お互いに対等」であるため、契約内容は自由に決めることができる。一度成立した契約は強い拘束力を持ち、責任が伴うことを伝える。

〈キーワード〉
- 特定商取引法
- 訪問販売
- 電話勧誘販売
- クーリング・オフ

身近にある契約

契約とは、法的な拘束力が発生する約束のことです。下の①～⑤は契約でしょうか。

契約はどのように成立するの？

契約は、申し込みと承諾という、お互いの意思表示の合致により成立します。契約の方式は、原則自由です。契約書を作るかどうか、契約の内容をどうするかなど、お互い対等な立場で自由に考えて決めることができます。

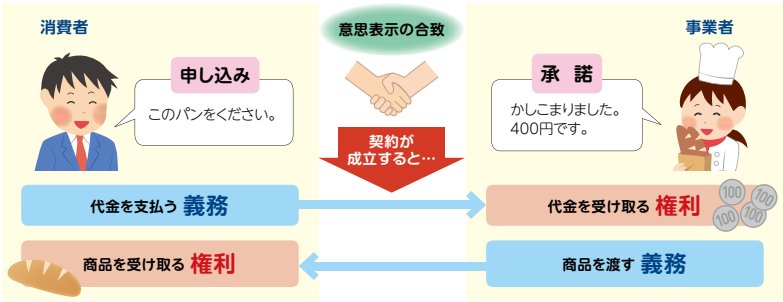

契約が成立すると、お互いに権利と義務が発生し、どちらか一方の都合でやめることはできません。

一度成立した契約はやめることができないの？

契約がいったん成立すると、どんな場合でもやめることができないのでしょうか。
次の2つの事例を比較してみてください。契約をやめられるのはどちらでしょう。違いはどこにあるのか、考えてみましょう。

A
昨日、ある店で高級布団を買ったが、ほかの店でもっと気に入った布団を見つけた。一度も使っていないので、この契約をやめたい。

B
3日前に訪問販売で高級布団を買った。一度使ってみたがあまり気に入らないので、この契約をやめたい。

クーリング・オフの伏線となる。ワークシートに、AとBの違いを記入し、比較させ、どこが違うと契約をやめることができるのか、次ページで解説する。

一方的に契約をやめることができる

一度結んだ契約は、どちらか一方の都合でやめることができ
一定期間内であれば、無条件で契約をやめることができます。

●クーリング・オフができる場合（例）

クーリング・オフ制度は、契約書面を受け取った日を含め、
さらに、商品を引き取ってもらう送料を負担する義務はありま

【訪問販売】　【キャッチセールス】

クーリング・オフできる取引（例）
・訪問販売 ・キャッチセールス、アポイントメントセールスなど ・電話勧誘販売 ・特定継続的役務提供（エステ、語学教室、学習塾、パソコン ・訪問購入
・連鎖販売（マルチ商法、ネットワークビジネスなど） ・業務提供誘引販売（在宅ワーク、内職商法、モニター商法

●クーリング・オフ以外で契約をやめることができる場

取り消し　契約は有効だが、申し出ることによって取り

（例）

無　効　契約の要件を満たさないために、最初から

（例）意思無能力者の契約、錯誤、公序良俗違反による契

クーリング・オフ制度の解説
不意打ち性、利益誘導型などにより、消費者が正しい情報のもとに合理的な判断ができない状態で行う特定の取引については、消費者を保護する制度があることを伝える。

事業者と消費者の格差
民法上は、お互いに対等なので不利益が発生しても自己責任となるが、事業者と消費者の間には格差があることを説明し、その格差を是正するために、法制度や行政機関が支援する仕組みがあることを伝える。

〈キーワード〉
- 非対称性
- 事業者と消費者の格差
- 消費者基本法
- 民法
- 消費者契約法

制度

ないのが原則です。しかし、訪問販売のような特定の取引の場合、これを「クーリング・オフ」といいます。

一定期間内に手続きをすれば、支払った代金は全額返金されます。せん。したがって、特定の取引に限って適用される制度です。

【連鎖販売取引（ネットワークビジネス）】

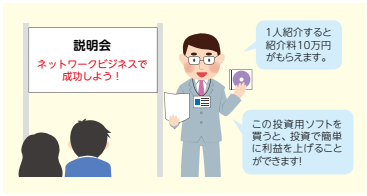

	期　間
教室など）	契約書面を受け取った日を含め 8日間
など）	契約書面を受け取った日を含め 20日間

場合

消すことができる。

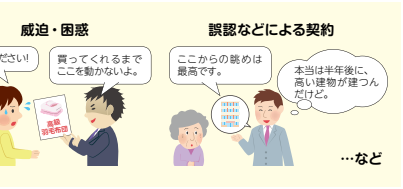

契約の効力が発生しない。

約　など

消費者の利益を守る制度があるのはなぜ？

契約の基本的な考え方は、「契約する人は対等な関係である」ことが前提です。しかし、実際には、事業者と消費者の間にはさまざまな格差が存在しています。

●事業者と消費者の格差

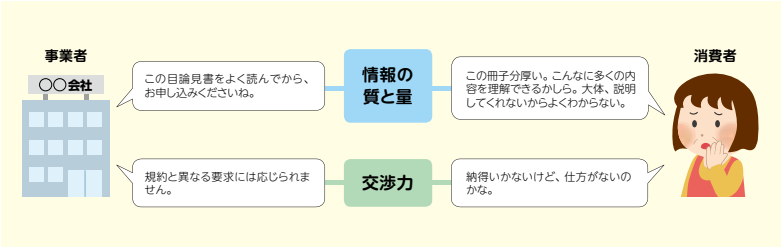

事業者と消費者の格差を是正するために、国は事業者を規制する法律や、消費者の利益を守る制度を設けています。また、消費生活センターなどの行政機関を設置し、消費者を支援しています。

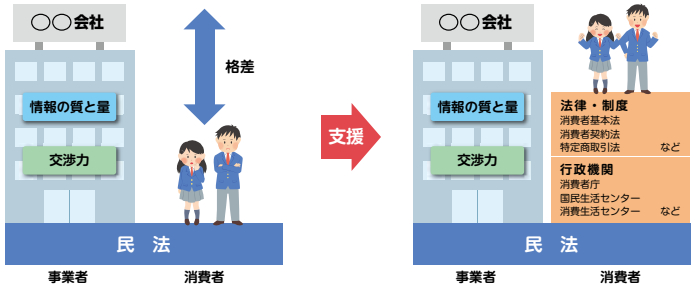

心配なことは消費生活センターに相談しよう

契約内容に疑問や不安が生じた場合は、消費生活センターに相談しましょう。消費生活センターに相談することは、個人の問題解決のためだけではなく、次の被害者を減らすことにつながります。

取り消し・無効など、クーリング・オフの他にも契約をやめることができる場合を解説（解約できるかできないかのポイント）
なぜ解約できる・できないか、理屈で理解できるように指導する。まとめのワークシートで、理解できたかどうか確認する。

⇒指導書P.12参照・ワークシートP.23

消費生活センターに相談することの意味
「相談（＝行動）すること」は、個人の問題解決だけではなく、次の被害者を減らすことにつながり、社会に影響を与える一歩になることを伝える。消費生活センターへの相談の仕方などを具体的にアドバイスする。

〈キーワード〉
- 消費生活センター
- ☎188

〈キーワード〉
- 販売方法と支払方法の多様化
- 店舗販売・無店舗販売
- 電子マネー
- プリペイドカード
- デビットカード
- クレジットカード

販売方法の多様化
高度情報化の進展により、店舗での販売以外の無店舗販売が増えていることを気付かせる。

支払方法の多様化
支払方法も多様化しており、現金以外に電子マネー、デビットカード、クレジットカードを利用できる場所が拡大していることを伝える。

⇒指導書P.14参照

〈キーワード〉
- 信用
- 会員契約
- 三者間契約
- 一括払い
- 分割払い
- リボルビング払い（リボ払い）
- 手数料（利息）

ステップ2 支払方法の多様化とクレジットカード

生活に浸透したカード（販売方法と支払方法の多様化）

欲しい物があった場合に、あなたはどんな方法で商品を購入しますか。高度情報化の進展により、店舗以外で商品を購入する機会が増えています。

また、支払方法も多様化しています。プリペイドカードやクレジットカードなどの現金の代わりをするカードでの支払いが増えています。小銭もいらないので気軽に利用できますが、現金とは違い、「見えないお金」の管理は意外と難しいのです。

現　金　IC型電子マネー　サーバー型電子マネー　デビットカード　クレジットカード

クレジットカードの仕組み

高校を卒業すると、クレジットカードを利用することができるようになります。クレジットとは信用という意味です。クレジット会社は、必ず支払いができると認めた人とだけ会員契約を結び、クレジットカードを発行します。

クレジットカードの仕組みは、消費者が販売店で買い物をした代金をクレジット会社に立て替えてもらい、後日消費者がクレジット会社に支払う三者間契約です。クレジットカードの利用は、「クレジット会社に借金をして商品を購入している」ということなのです。

●クレジットカードが発行されるまで

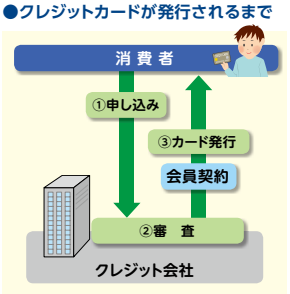

●クレジットカードの仕組み

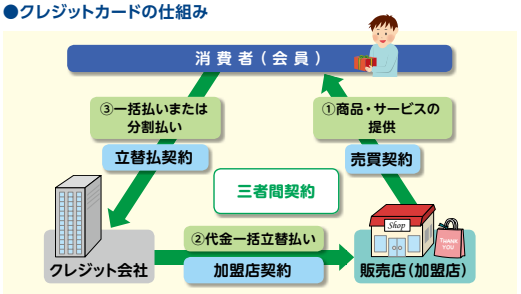

●クレジットカードの支払方法は主に三通り

支払方法	支払方法の選択	手数料（利息）
一括払い	1回払い、ボーナス1回払いなど	かからない
分割払い	購入の都度支払回数を決めて支払う 3/6/10/24/36回払いなど	購入金額と支払回数に応じた手数料がかかる
リボルビング払い（リボ払い）	毎月一定額を支払う	支払残高に応じた手数料がかかる

分割して代金を支払う場合、手数料がかかります。手数料とは利息のことで、お金のレンタル料ともいえます。

7

クレジットカードの仕組み
クレジットカードの会員契約は信用が必要で、審査を通ったものだけが契約できることを伝える。クレジットカードは三者間契約であり、三者それぞれにメリットがあるから成り立つ仕組みであることを理解させる。
代表的な3つの支払方法を説明する。分割払いとリボ払いには、手数料がかかり、元々の代金よりも高くなることを伝える。

⇒指導書P.14参照

リボルビング払い(リボ払い)の仕組み

リボルビング払い(リボ払い)とは、利用残高にかかわらず、事前に決めた一定額を毎月支払う方法です。追加で利用しても毎月の支払額は変わりません。

● リボルビング払い(元利均等方式)「今月6万円のパソコンを買い、翌月3万円の洋服を買い毎月1万円ずつ支払う場合(手数料 年利15%)」

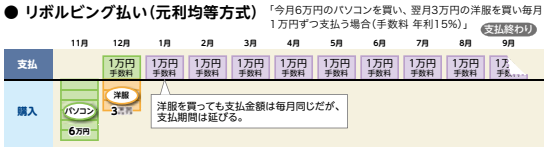

リボ払いの手数料(利息)を計算してみよう

■金利の違いによる利息と返済総額
(リボ払いで毎月1万円ずつ返済する場合)

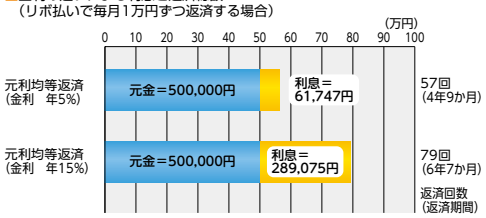

手数料(利息)の計算方法
利息=元金×金利×借入期間
元金:借りる金額　　金利:元金に対する利息の割合

クレジットカードを利用したり、お金を借りたりするときは、手数料(利息)がかかります。金利が高いと利息は増えます。借りる金額(元金)が多ければ多いほど、借入期間が長ければ長いほど、利息は増えます。

お金を借りるときは「利息はいくらで、返済総額がいくらになるか」を確認することが大切です。

会員規約はクレジット会社との約束ごと

会員規約には、クレジット会社と交わす約束の内容が書かれています。契約が成立したらお互いに約束を守らなければいけません。会員規約は必ず確認しましょう。

クレジットカードを利用する際の注意点

- クレジットカードを受け取ったらすぐに裏面にサインをする。
- クレジットカードの紛失・盗難にあったら、クレジット会社と警察にすぐに届け出る。
- 利用明細は必ず毎月確認する。
- 身に覚えのない請求が来たら、すぐにクレジット会社に連絡する。

返済に困ったら一人で悩まず相談しよう

電子マネー、クレジットカード、ローンカードなどの「見えないお金」と上手に付き合うためには、仕組みを理解し、計画的に利用することが大切です。一方で、だれでも病気やけが、失業などで収入がなくなるリスクを抱えており、返済が困難になってしまう場合があります。借金返済のために別の金融機関から借金すると、雪だるまのように借金が増えてしまいます。この状態を多重債務といいます。

返済に困ったら一人で悩まず、一刻も早く専門の相談窓口で相談しましょう。経済的な立ち直りを図る債務整理という方法があります。

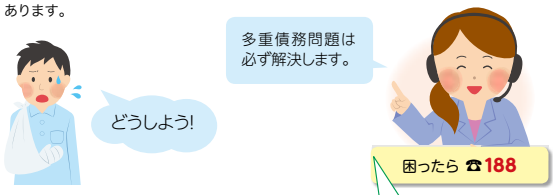

消費者市民の芽 その2
仕組みを知ろう

8

〈キーワード〉
- 利息
- 元金
- 金利
- 借入期間

リボ払いの仕組み
リボ払いの手数料(利息)は、元金×金利×借入期間であることを理解させる。リボ払いを利用する場合は、元金を少なく、金利を低く、期間を短くして、利息を安くすることが大切である。
⇒指導書P.15参照

〈キーワード〉
- 会員規約
- 利用明細
- 紛失・盗難

会員規約は約束ごと
相談事例を通じて、契約内容や毎月の利用明細を確認することがいかに大切か実感させる。
⇒指導書P.15参照

〈キーワード〉
- 多重債務
- 債務整理
- 自己破産
- 消費生活センター
- ☎188

多重債務問題
誰もが収入が減少したり、失業するリスクがあることを理解させ、いざというときの対応法を説明する。
⇒指導書P.15参照

商品の選択

商品を購入する際の判断基準は、価格だけでなく、機能、デザイン、安全性なども考慮していることを気付かせる。

⇒ワークシートP.27

広告、表示の比較検討

購入目的に合わせた商品選択を考えさせる。広告表示をていねいに読んで比較検討し、合理的な結論が出せるように指導する。

⇒ワークシートP.27

〈キーワード〉

- PSEマーク
- Sマーク
- 警告表示
- PSCマーク
- SGマーク
- SFマーク
- STマーク

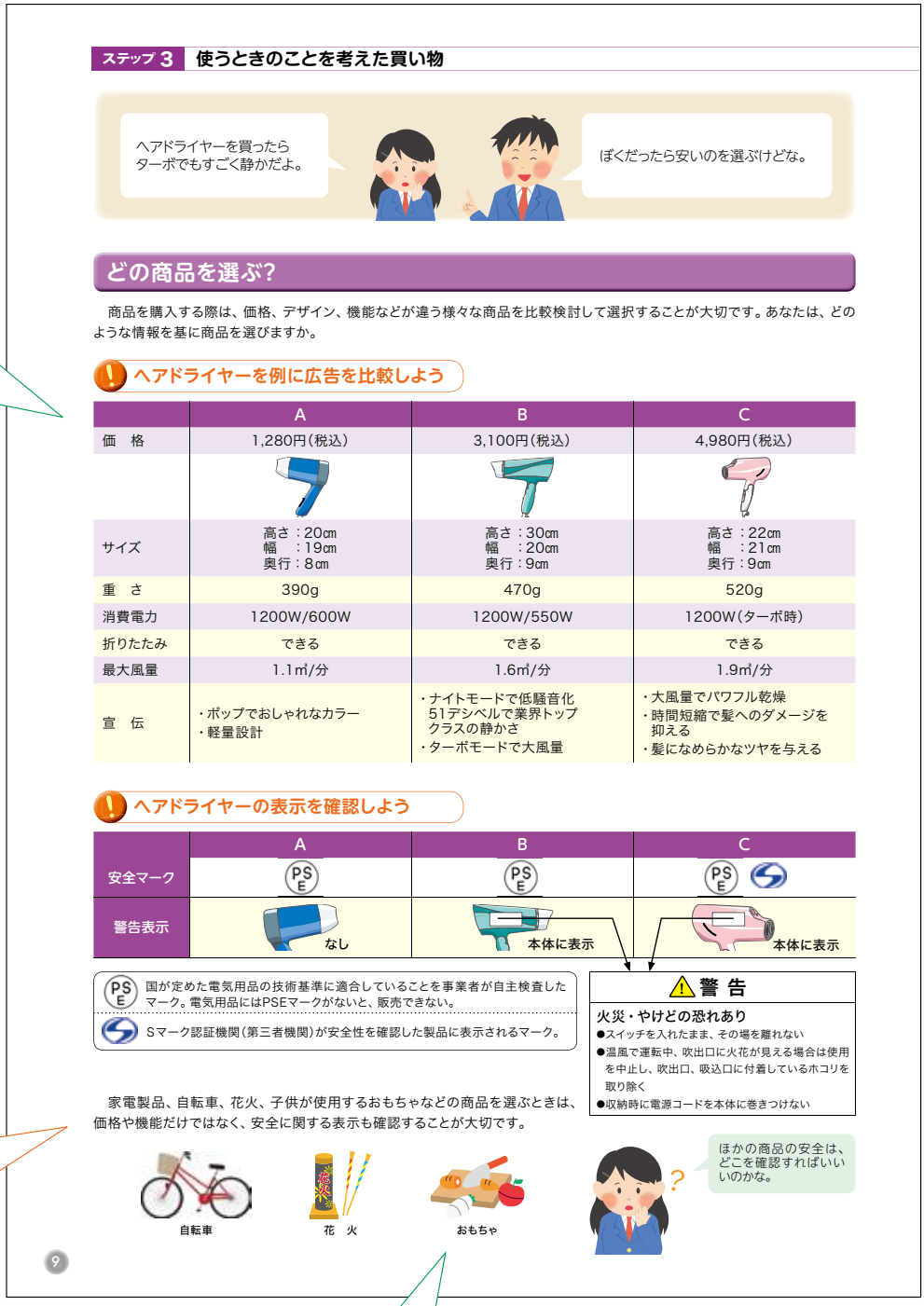

ステップ３ 使うときのことを考えた買い物

ヘアドライヤーを買ったらターボでもすごく静かだよ。

ぼくだったら安いのを選ぶけどな。

どの商品を選ぶ?

商品を購入する際は、価格、デザイン、機能などが違う様々な商品を比較検討して選択することが大切です。あなたは、どのような情報を基に商品を選びますか。

ヘアドライヤーを例に広告を比較しよう

	A	B	C
価　格	1,280円(税込)	3,100円(税込)	4,980円(税込)
サイズ	高さ：20cm 幅　：19cm 奥行：8cm	高さ：30cm 幅　：20cm 奥行：9cm	高さ：22cm 幅　：21cm 奥行：9cm
重　さ	390g	470g	520g
消費電力	1200W/600W	1200W/550W	1200W(ターボ時)
折りたたみ	できる	できる	できる
最大風量	1.1㎥/分	1.6㎥/分	1.9㎥/分
宣　伝	・ポップでおしゃれなカラー ・軽量設計	・ナイトモードで低騒音化51デシベルで業界トップクラスの静かさ ・ターボモードで大風量	・大風量でパワフル乾燥 ・時間短縮で髪へのダメージを抑える ・髪になめらかなツヤを与える

ヘアドライヤーの表示を確認しよう

	A	B	C
安全マーク	PSE	PSE	PSE　S
警告表示	なし	本体に表示	本体に表示

PSE　国が定めた電気用品の技術基準に適合していることを事業者が自主検査したマーク。電気用品にはPSEマークがないと、販売できない。

S　Sマーク認証機関(第三者機関)が安全性を確認した製品に表示されるマーク。

警告

火災・やけどの恐れあり

- スイッチを入れたまま、その場を離れない
- 温風で運転中、吹出口に火花が見える場合は使用を中止し、吹出口、吸込口に付着しているホコリを取り除く
- 収納時に電源コードを本体に巻きつけない

家電製品、自転車、花火、子供が使用するおもちゃなどの商品を選ぶときは、価格や機能だけではなく、安全に関する表示も確認することが大切です。

自転車　花　火　おもちゃ

ほかの商品の安全は、どこを確認すればいいのかな。

9

商品の安全に関する表示

商品を選択するときは価格や機能に注目しがちであるが、使用時の安全にも目を向けさせる。

電気用品にはPSEマークの表示が義務付けられていることを伝える。ワークシートで他の商品の安全を確認する目安となるマークを紹介する。

⇒指導書P.16参照

製品を正しく使おう

製品を使用するときは、消費者は安全に配慮して正しく使うことが大切です。以下の事例について考えてみましょう。

写真：製品評価技術基盤機構（NITE）

【相談事例】

ヘアドライヤーを使用中にコードの付け根からパチパチと音がして発火し、手に軽いやけどを負った。欠陥商品だと思うので、調べてほしい。

【原因を確認しよう】

電源コードの付け根の断線は、多くの場合、何度も強く折り曲げたことが原因です。

電源コードのつけ根部分をX線写真で撮影してみると、断線していました。

写真：製品評価技術基盤機構（NITE）

コードの中にはたくさんの細い銅線が入っている。

写真：NACS

誤った使い方の例

コードは何度も極端に曲げると内部の銅線が一部断線する。

残った細い銅線に12A（1200W）の大電流が流れると高温になりスパークが発生し、発火する。

【製造メーカーの義務】

製造メーカーには、安全な製品を消費者に提供する義務があります。安全設計の国際規格では、次の3つのステップでリスクを減らすように規定されています。

1st STEP 製品のリスクがなるべく小さくなるように、本質的に安全であるように設計する。

2nd STEP それでも残っているリスクには安全装置を付ける。

3nd STEP 安全設計をしても残っている使用上のリスクを、取扱説明書に書いて消費者に伝える。

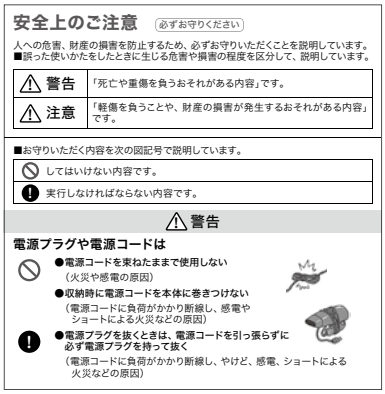

【消費者の責任】

上記の相談事例は、取扱説明書通りに使用しなかった「誤使用」による事故と考えられます。取扱説明書を読んで正しく使うことは、消費者の責任です。

正しく使っていたのに事故にあった場合は？

取扱説明書の通りに正しく使用していたにもかかわらず、製品の欠陥が原因で人や周りの物が被害を受けた場合、被害者がメーカーなどに対して損害賠償を求めることができる法律があります。これを製造物責任法（PL法）といいます。

製造物責任法（PL法）は、製品の欠陥による事故の被害を円滑に救済するために制定され、被害者の保護が図られています。

事故情報を提供しよう

製品の不具合や事故にあった場合、製造メーカーや販売店に情報を提供することが大切です。情報を提供することで、次の事故を防ぐことにつながるのです。迷ったときは、消費生活センター（☎188）に相談しましょう。

〈キーワード〉
- 取扱説明書
- 誤使用
- 製造メーカーの義務
- 消費者の責任

ヘアドライヤーの断線発火事故

事故の原因は、誤使用と欠陥の2通りが考えられる。電源コードの付け根を何度も強く折り曲げるのは取扱説明書の禁止事項であり、誤使用であることをテキストの写真を使って説明する。

取扱説明書の役割

安全な製品設計は製造メーカーの義務である。安全設計の国際規格では安全設計をしても残る使用上のリスクについて、取扱説明書に書くように規定されている。

取扱説明書通りに使用しない「誤使用」による事故は、消費者の責任になることを理解させる。

⇒指導書P.17参照

〈キーワード〉
- 欠陥
- 製造物責任法（PL法）
- 補償を受ける権利

製造物責任法（PL法）

製品の欠陥による事故の場合、損害賠償を請求できる法律があることを説明する。

⇒指導書P.17参照

〈キーワード〉
- お客様相談室
- 消費生活センター
- ☎188

製品に関する相談

まずは製品を正しく使うことの大切さを伝える。そのうえで、製品の不具合や事故にあった場合、製造メーカーや販売店、消費生活センターに相談することの意義を説明する。

⇒指導書P.17参照

〈キーワード〉
- 消費者市民

導入　社会に影響を与える消費者市民
自転車などを例に、商品に不具合を見つけたときの行動を思い出させる。何もしなかったときと行動を起こしたときの違いから、日常のものを「買う」行為は、市場に参加していることを説明する。

⇒ワークシートP.31

プロローグ　消費は社会とつながっている

私たちはいつでも消費者

私たちが身に付けているものの中で、自分で一から作ったものがあるか考えてみましょう。たぶん一つもないのではないでしょうか。現代社会では、私たちは物やサービスを事業者から購入して、それを日々消費することで生活が成り立っています。つまり、私たちは生まれた時から消費者であり、一生消費者であり続けるということです。

社会に影響を与える消費者市民

この日常のものを「買う」行為は、市場に参加することを意味します。複数の商品から自分の意思で選択し、どの商品を購入するかによって、社会に影響を与えることができるのです。このような行動をする消費者を「消費者市民」といいます。

商品を購入するときは、広告や勧誘をうのみにせず、商品の情報を収集したり比較検討したりして、「しっかり考えて購入する」ことが大切です。この「しっかり考えて購入する」行動の積み重ねは、良い企業を選別し、育てていくことにもつながるのです。

ここでは、「消費者市民」として行動するために、消費から廃棄までの消費行動をステップごとに学習していきます。「社会に影響を与える消費行動」とはどういうものなのか、一緒に考えていきましょう。

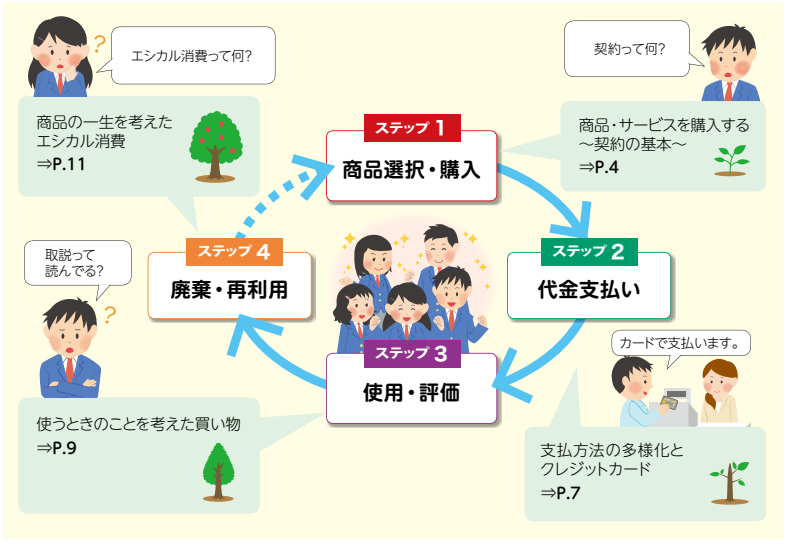

「消費者市民」の芽を育もう。
ステップごとにしっかり学び、意思決定する力を養おう。

エピローグ　消費者市民としての行動で社会を

「消費者の権利と責任」から消費者市

もし、買った商品に不具合を見つけたとしたら、あなたは企業にはその情報は届きません。企業は、そのまま商品を売り具合を改善するために行動するでしょう。消費者の意見が反映する責任も伴っているのです。

消費者の権利と責任は、1962年のケネディ大統領の「消費者の8つの権利と5つの責任」などを通して確立されてきました権利」が明記されています。これらの「消費者の権利と責任」に費者市民社会の実現を果たすことにつながるのです。

〈キーワード〉
- 批判的思考
- 他者への理解
- 地球環境
- 社会経済情勢
- 公正
- 持続可能

「消費者の権利と責任」と「消費者市民」
消費者の権利と責任に沿って行動することが「消費者市民」であることを説明する。

⇒指導書P.20参照・ワークシートP.31

消費者の権利と責任

導入の「商品の不具合があった時の消費行動」例を基に、消費者には「意見を反映させる権利」とともに、「主張し行動する責任」があることを説明する。「消費者の権利と責任」について、説明する。

⇒ワークシートP.31

〈キーワード〉
- 消費者の8つ権利と5つの責任(CI)
- ケネディの消費者の4つの権利
- 消費者基本法
- 消費者市民社会

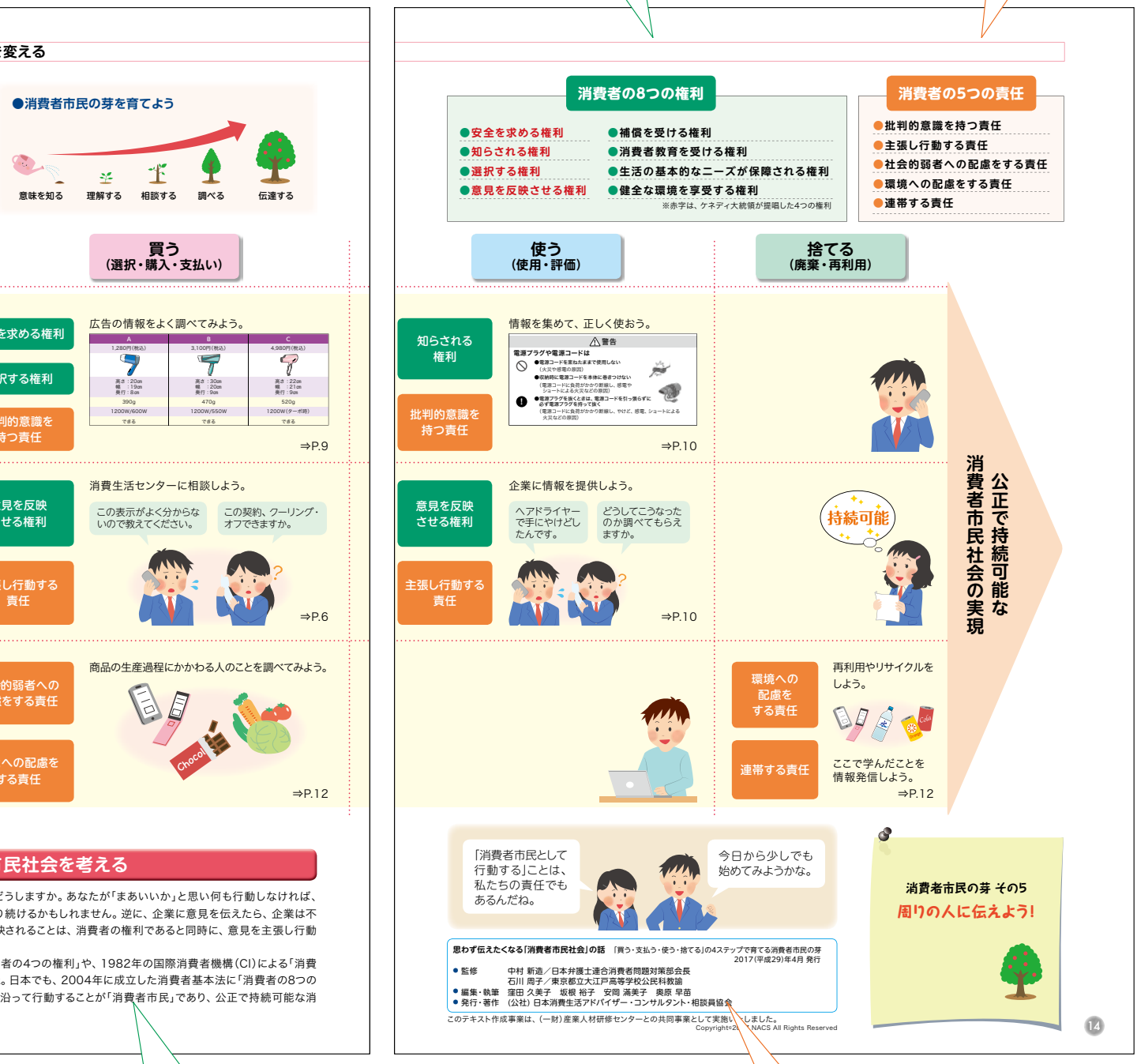

消費者市民社会を構成する3要素

【ワーク】グループごとに与えられた問いに取り組み、どのような行動が消費者市民であるかまとめましょう。

ワーク後、消費者教育の定義と消費者市民社会を構成する3要素を説明する。消費者市民としてどのような行動をしていくべきかワークシートにまとめさせ、何人かに発表させる。

⇒指導書P.21参照・ワークシートP.31

〈キーワード〉
- 経済的市民
- 政治的市民
- 倫理的市民

一方的に契約をやめることができる制度

【クーリング・オフができる場合】

無条件で一方的に解除できるクーリング・オフ制度は、消費者にとても有利な条件を与えています。したがって、どんな取引でもクーリング・オフできるわけではありません。販売方法が限られていたり、クーリング・オフ期間が短く設定されていたりします。

テキストP4の2事例で、購入時期、販売方法、やめたいと思った理由などを比較し、クーリング・オフできる場合の基本的な考え方を説明します。若者に多いマルチ商法の事例などを紹介し、クーリング・オフの書き方を実践する方法も有効です。

事例紹介

ある日、翔太先輩の知り合いの鷺田さんにファミレスで会い、簡単に儲かる秘訣が書いてある30万円の「投資用ソフト」を勧められた。「指示通りにやれば必ずもうかる」と言われたが、高いので断った。すると、翔太先輩から「学生ローンで毎月2万円なら何とかなるだろう」と言われた。鷺田さんに「だれか1人紹介するたびに10万円の紹介料が入る、あっという間に元が取れる」と言われ、契約した。友達を誘ったが誰も買ってくれないので、この契約をやめることはできるか。(20歳、女子大生)

【クーリング・オフ以外に契約をやめることができる場合】

クーリング・オフの対象外の販売方法や、クーリング・オフ期間が過ぎた場合でも、契約時の勧誘方法や契約内容に問題がある場合、民法や消費者契約法などの規定により、契約をやめることができます。生徒には、「なぜ解約ができるか、できないか」を理解できるように説明することがポイントです。

無効・取り消しできる場合		具体的な事例や補足説明
民法	未成年者の契約(5条)※	契約時の年齢が未成年であれば、契約時にさかのぼって取り消しできる。取り消しの手続きは本人、親権者ができる。
	詐欺(96条1項)	不良品と分かっていて良品と告げて販売した場合。
	錯誤(95条)	真作と信じて買い受けた油絵が贋作であった場合、無効となった判例がある。
	公序良俗違反(90条)	妾契約など公序良俗違反に関する契約。
消費者契約法	不実の告知(4条1項1号)	事故車でないと言われて買ったのに、後で事故車だと分かった。
	断定的判断(4条1項2号)	絶対に儲かると言われて金融商品を購入したのに、値下がりした。
	不利益事実の不告知(4条2項)	マイホーム購入後に、隣接地に高層ビルが建つことを地元の住民から聞いた。業者は知っていたが、私に言わなかった。
	困惑(4条3項)	自宅に来た営業マンに健康食品を買うように勧められた。何度も断ったのに3時間も居座られ、健康食品を購入してしまった。
	過量契約(4条4項／平成29年6月3日施行)	一人暮らしで外出もほとんどしない高齢者が、着物を何十着も購入させられた。

※未成年者が婚姻の経験がないこと、契約に親権者が同意していないこと、契約金額が小遣いの範囲でないこと、未成年者が詐術を用いていないことなど。

Coffee Break

民法の成年年齢引き下げに伴う「未成年者取消権の喪失」問題

平成27(2015)年に、公職選挙法の選挙年齢が18歳に引き下げられた際に、民法や少年法などの成年年齢を18歳に引き下げる検討が加えられました。仮に成年年齢が18歳に引き下げられると、未成年者契約の取消権がなくなるため、新たに成年となる18歳、19歳の消費者被害が増大することが懸念されています。現在は大学進学を目指す若者も多く、高校を卒業したばかりの若者が、成人した大人と比較して十分な知識、経験があるとはいえません。

平成29(2017)年1月、内閣府消費者委員会「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ」は、「成年年齢を引き下げる民法改正を実施する場合は、新たに成年となる18、19歳の消費者被害防止のために消費者教育の充実や法整備の検討が必要である」と報告しました。

消費者教育については、「多くの若者が成年を迎える高等学校までの間に、特に中学校に入った早い段階から、成年となることを意識させるような学びが必要との指摘もあり、意思決定のスキルや批判的思考力、判断力など消費者教育にて育成すべき資質・能力を高める消費者教育が一層推進される必要がある。」としています。

消費者の利益を守る制度があるのはなぜ?

【事業者と消費者の格差】

消費者基本法(昭和43年5月30日法律第78号、最終改正:平成24年8月22日)

(目的)第一条　この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

クーリング・オフ制度や取消権など、消費者に有利な仕組みがあるのはなぜかを考えさせます。消費者基本法の「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差」について、具体的な事例で説明します。両者の格差を是正するために、国は事業者を規制する法律や、消費者を支援する制度を作り、消費者の利益を守っていることを説明します。

格　差	具体的な事例
情報の質	事業者が持つ情報は、調査・研究データに基づき、詳細で正確性がある。 また、完成品としての特性だけでなく、素材の特性も含めて消費者には知ることのできない質の高い情報を持っている。
情報の量	事業者には、社内外の調査・研究データに基づく大量の裏付けデータや、事業者以外の専門家、専門機関からの豊富な情報がそろっている。
交渉力	事業者は、専門知識に基づく説明や交渉を日々行っており、消費者と比較して交渉力に格段の差がある。

【格差を是正し、消費者の利益を守る法】 (テキストP.6で紹介している例を基に解説)

格差を是正するための法律	法律の目的	内　容
消費者契約法 ★民法の特別法	消費者の利益を擁護	不適正な勧誘行為に対する契約の取り消し、 消費者の権利を不当に害する条項の無効
特定商取引法 ★特定の取引を規制する法律	事業者を規制	氏名などの明示の義務付け、不当な勧誘行為の禁止、広告規制、書面交付義務 クーリング・オフ、意思表示の取り消し、損害賠償等の額の制限
	消費者の利益を擁護	契約の解除(クーリング・オフ)、取消権の設定、法外な損害賠償請求を免れるルールを設定。

心配なことは消費生活センターに相談しよう

消費生活センターに相談した情報は、国民生活センターのPIO-NET(全国消費生活相談情報ネットワークシステム)に相談情報が一元化され、消費者に情報を提供したり、法律や規格(ルール)の改正、整備へつながることをイメージができるように説明します。まずは、消費生活センターにどのように相談すればよいのか具体的にアドバイスするなどして、行動を促すきっかけを作ります。

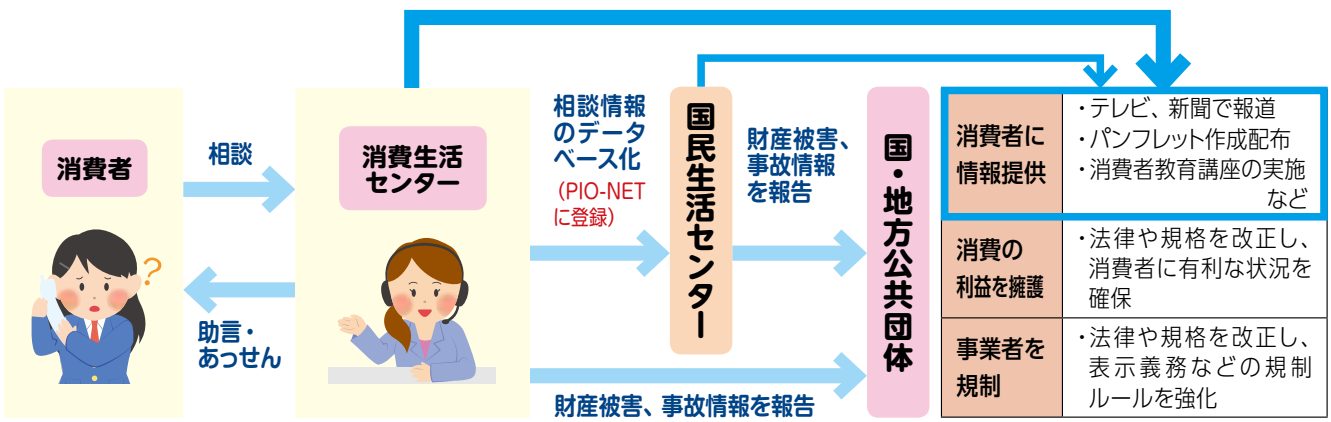

生活に浸透したカード（販売方法と支払方法の多様化）

【販売方法の多様化】

高度情報化の進展に伴い、様々な販売方法が増えています。特にインターネット通販では海外の事業者から直接買い物ができるようになったり、スマートフォンを使っていつでもどこでも買い物ができるようになったりしています。

便利な反面、無店舗販売で商品を購入する場合は、商品を手に取って確認してから購入することができないことから、消費者には広告を読み解く力や事前の情報収集が必要です。

販売方法

- **店舗販売**：お店、デパート、スーパーマーケット、コンビニ　など
- **無店舗販売**：通信販売（インターネット通販、カタログ通販、テレビショッピングなど）、訪問販売、電話勧誘販売、自動販売機　など

【支払方法の多様化】

高度情報化の進展や販売方法の多様化に伴い、支払方法も多様化しています。現金以外の電子マネーやクレジットカードなどでの支払いが増えており、いくつかの支払方法の中から消費者が自由に選択できるようになりました。また、クレジットカードやインターネットバンキングを利用することにより、いつでも代金の支払いができ、現金を持ち歩かない生活も可能になっています。

日常の買い物から、公共料金の支払い、病院の支払い、海外での支払いなど、クレジットカードを利用できる範囲が広がっています。また、クレジットカードの利用ごとにポイントを付けるなどのクレジット会社の販売戦略もあり、利用額は年々増えています。

クレジットカードの仕組み

クレジットカードは消費者の「信用」を審査した上で、クレジット会社が発行するカードで、高校生を除く１８歳以上の人が申し込むことができます。未成年者の申し込みには親権者の同意が必要です。

クレジットカードの申込みがあると、クレジット会社は4つのCを基に、後から必ず支払える人かどうかを審査し、信用のある人にだけクレジットカードを発行します。クレジット会社の審査には、個人信用情報機関の個人信用情報が利用されます。

【信用を判断するための4つのC】

Character(人格)	約束通りに支払う意思があること。
Capacity(支払い能力)	給料などの所得があり、支払えるという根拠があること。
Capital(資産)	もし収入がなくなっても支払できる物があること。
Control(自己管理)	収入や資産を自分で管理する能力があること。

【信用情報とは】

信用情報とは、消費者のクレジットやローンの取引事実（契約の内容や支払状況）の記録のことです。携帯電話やスマホの本体を分割払いで契約していて支払いが遅れたり、奨学金の返済が滞った場合も延滞情報として登録されます。

【三者間契約】

クレジットカードは消費者とクレジット会社と販売店の三者間契約で、三者それぞれにメリットがある仕組みです。それぞれのメリットとデメリットを認識し、正しい知識を習得することが大切です。

契約の主体	メリット	デメリット
消費者	・カード1枚で現金と同じように使える。 ・買い物代金を後で支払うことができる。 ・分割での支払いが可能なため高額な買い物ができる。 ・インターネットや海外で決済ができる。	・自分の収入や支払能力以上に使いすぎる可能性がある。 ・会費や手数料がかかることがある。 ・管理を怠ると、他人に悪用される恐れがある。
販売店	・クレジット会社から一括で入金されるため、回収不能のリスクを回避できる。 ・現金を持っていない消費者に販売促進が可能。	・クレジット会社に手数料を支払う。
クレジット会社	・消費者や販売店から手数料が入る。	・貸したお金が回収できないリスクがある。 ・販売店と消費者間のトラブルに巻き込まれる可能性がある。

リボルビング払い（リボ払い）の仕組み

利息（手数料）はお金のレンタル料です。

手数料（利息）の計算方法
利息＝元金×金利×借入期間
元金：借りる金額　　金利：元金に対する利息の割合

利息（手数料）は、元金と金利と借入期間のかけ算であることから、このうちどれかが多くなれば、利息も増えます。リボ払いを利用する場合は、「元金を少なく、金利を低く、期間を短く」して、利息を安くすることが大切です。

今月6万円のパソコンを購入し、翌月3万円の洋服を購入する場合の支払終了時期と支払総額の比較

支払方法	一括払い	分割払い パソコン6回払、実質年率11% 洋服3回払、実質年率10.5%	リボ払い 毎月1万円、実質年率15% 元利均等払
支払開始後の支払終了時期	各購入月の翌月	6か月後	10か月後
手数料	0円	2,466円	5,618円
支払総額	90,000円	92,466円	95,618円

※分割払の手数料は（一社）日本クレジット協会「クレッジトワークブック（先生用）平成26年」を参考に算出

会員規約はクレジット会社との約束ごと

クレジットカードが発行されると、カードと一緒に会員規約が届きます。会員規約には、消費者とクレジット会社が交わす契約内容が書かれています。カードは貸与されていること、カード名義人以外の利用の禁止、紛失・盗難時の補償などが書かれています。換金目的のクレジットカード利用（いわゆる現金化）は禁止されています。会員規約違反行為が発覚した場合は、カードの利用が停止される場合があります。

リボ専用のカード

半年前にポイントカードと兼用のクレジットカードを作り、常に1回払いとして指定して利用していた。最近ネットで利用残高を確認したところ、24万円の残高があり、リボ専用のクレジットカードだと分かった。

⇒クレジットカードを申し込むときには、契約書や会員規約の確認が大切です。

利用した覚えのない請求

銀行の通帳を確認したところ、半年前にクレジット会社名で8万円が引き落とされていた。クレジット会社に問い合わせ、海外での利用分だと分かった。私は海外旅行へは行っておらず、外国の業者との取引もない。

⇒会員規約では、「請求書を発行後の一定期間のみ異議申し立てができる」と規定しています。

クレジットカードの紛失

3か月前からクレジットカードが見当たらなかったが放置していた。クレジット会社から買い物代金として80万円の請求書が届いたが、利用した覚えはない。

⇒会員規約では、「紛失や盗難時には、速やかにクレジット会社と警察に届け出をすることを条件として補償される」と規定されています。

返済に困ったら一人で悩まず相談しよう

「見えないお金」の管理をするためには、仕組みを理解し計画的に利用することが大切です。一方で、誰もが収入が減少したり、失業するリスクがあることを説明します。また、多重債務と債務整理について説明し、返済に困ったら一人で悩まず、一刻も早く専門の相談窓口で相談するように指導します。

平成２７年４月から生活困窮者自立支援制度が開始され、福祉事務所がある自治体に生活困窮者のための自立相談窓口の設置が義務付けられました。生活保護の手前の第二のセーフティネットと位置付けられています。

【債務整理の方法】

任意整理	弁護士などの専門家に依頼して、裁判外で金融機関と借金の減額交渉を行って合意を取り付ける方法。
特定調停	裁判所の仲介で金融機関と話し合って合意を取り付ける方法。
自己破産	裁判所で破産手続開始決定を受ける方法。法令で定められた財産（自由財産）以外の全財産を弁済に充てることで、残債務の免責を受ける。資格制限など厳しい制約がある。
個人再生	裁判所で再生計画認可決定を受ける方法。裁判所の決定に従って一定額を原則3年間返済することで、残債務の免責を受ける。マイホームなど財産を処分することなく生活の立て直しをはかることができる。

軽い気持ちのアルバイトが・・・・

就職が決まり銀行に給与の振込口座を作りに行ったところ、110番通報されて最寄りの警察署へ連行された。以前、知人の紹介で銀行口座を作って人に貸すアルバイトをした際に作った口座が振り込め詐欺に使われたようだ。犯罪者になってしまうのかな。

⇒銀行の通帳やキャッシュカードを人に渡すことは、違法行為です。また、詐欺罪に問われる場合もあります。思わぬところで犯罪に巻き込まれたり、今後新たに銀行で口座を作れなくなる可能性も高くなります。

どの商品を選ぶ?

ヘアドライヤーを例に広告を比較しよう

【ワーク】テキストにある3つの商品のうち、どのヘアドライヤーを選びますか。誰がどういうときに使用するか、購入目的を決めたうえで、ヘアドライヤーを1つ選びましょう。次に、選択の決め手となった広告の情報と、その理由を書きましょう。

「家族みんなで使う、個人で使う、使う時間帯」など、購入目的を記載したカードを班ごとに配布し、それぞれの条件に合った商品を選ぶよう指導します。生徒がA、B、Cのどれを選択しても、それぞれの条件に合わせて広告の情報を比較検討し、合理的に判断したかどうかを評価します。

◆ 班ごとに与える購入目的と3つの商品を比較した<u>気付きのポイント</u>　(想定される解答例)

広告の情報 ＼ 班ごとに与える購入目的		①家族全員がお風呂上りに使うため	②大学生の姉が夜中に自分の部屋で使うため	③70歳の祖母が自分の部屋で使うため	④ロングヘアの母が毎朝セットするため	⑤自分が合宿や旅行に持っていくため
選んだ商品		C	B	A	C	A
気付きのポイントになった点	価　格	一番高い		一番安い	一番高い	一番安い
	重　さ			一番軽い		一番軽い
	機　能	大容量でパワフル乾燥	トップクラスの静かさ、ターボモードで大風量	軽量設計	短時間で髪へのダメージを抑える	軽量設計 おしゃれなカラー
	安　全	PSEマーク Sマーク 本体の警告表示	PSEマーク 本体の警告表示	PSEマーク	PSEマーク Sマーク 本体の警告表示	PSEマーク

ヘアドライヤーの表示を確認しよう

【ワーク】選択した商品の安全に関する表示を確認し、他の商品と比較して気付いたことを書きましょう。

ワークの途中で、選んだ商品の安全に関する表示を確認するように指導します。電気用品は、法律で国の技術基準に適合した「PSEマーク」がないと販売できないことを伝えます。「PSEマーク」と「Sマーク」の違いは、自主検査か第三者が評価したかの違いです。Sマークを付けている商品は、「企業が安全をアピールするためにコストをかけている」といえます。

【本体の警告表示】

BやCのように、本体に警告表示が書かれている製品もあります。授業では、この内容を読ませ、「今までに警告表示を読んだことがあるかどうか」を発問し、後半の授業の伏線とします。

⚠警 告

火災・やけどの恐れあり

- スイッチを入れたまま、その場を離れない
- 温風で運転中、吹出口に火花が見える場合は使用を中止し、吹出口、吸込口に付着しているホコリを取り除く
- 収納時に電源コードを本体に巻きつけない

【製品の安全に関するマーク】

家電製品、自転車、子供が使うおもちゃなどの商品を選ぶときは安全も考慮することの大切さを伝え、「他の商品の安全はどのように確認すればよいか」を発問します。ワークシートで、マークと商品を組み合わせるクイズを行い、「マークは一目で分かるため、安全性を確認する目安となる」ことを伝えます。

【ワーク】次のマークの名前を書き、関連する商品を線で結びましょう。

PSE	PSC	S	SF	ST
電気用品安全法の基準を満たした製品に付けられる。(例)冷蔵庫、テレビ	消費生活用製品安全法の基準を満たした製品に付けられる。(例)石油ストーブ	製品安全協会が安全と認証した製品に付けられる。(例)自転車、家具	日本煙火協会が行う検査に合格した<u>花火</u>に付けられる。	日本玩具協会の安全基準に合格した<u>おもちゃ</u>に付けられる。

製品を正しく使おう

【ヘアドライヤーの相談事例】

テキストの相談事例は、電源コードを何度も強く折り曲げた結果、断線して発火に至ったものと考えられます。取扱説明書を読まなくても使い方が分かる製品では、取扱説明書は軽視される傾向にあります。

国民生活センターが発表したヘアドライヤーの使用実態調査（図１）によると、普段ヘアドライヤーを使用している15～79歳までの男女各1,000人のうち、約6割が取扱説明書を読んでいませんでした。

※報道発表資料『ヘアドライヤーの取り扱いに注意ー発火、火花の発生による火傷や髪の毛が吸い込まれて抜けなくなることも』国民生活センター平成28年12月8日発表より

図1 ヘアドライヤーの使用実態
取扱説明書について（n=2000）

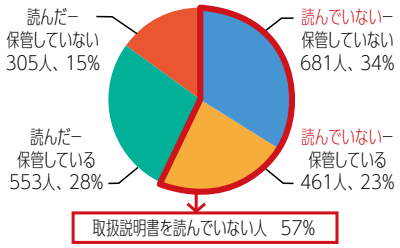

取扱説明書を読んでいない人　57%

【製造メーカーの義務と消費者の責任】

私たちが使用する製品は、「安全である」ことが前提です。「製品を安全に設計する」ことは製造メーカーの義務ですが、「使用時に取扱説明書通り正しく使う」ことは消費者の責任です。取扱説明書に書かれていた内容を守らず事故にあった場合は「誤使用」になることを説明します。

ワンポイントアドバイス

- 製品の取扱説明書は１か所にまとめて保管しておく。
- 製品の取扱説明書を紛失したときは製造メーカーのホームページからダウンロードできる場合が多い。

正しく使っていたのに事故にあった場合は?

【製造物責任法（ＰＬ法）による被害救済】

製造物責任法（PL法）	製造物とは	欠陥とは
製造物の欠陥によって生命、身体または他の財産に損害を被った場合に、被害者は製造業者等に対して損害賠償を求めることができる法律	消費生活用製品、電気用品、食品など、製造または加工された動産のこと。電気、ソフトウェアなど電気用品の「無体物」や、建物などの「不動産」は製造物に当たらない。	「欠陥」とは、製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。欠陥には3種類ある。 ①設計上の欠陥　②製造上の欠陥 ③指示・警告上の欠陥

製造物責任法(PL法)の裁判事例

ズボンのポケットに携帯電話を入れたまま、こたつで約2時間半過ごしたところ、左太ももに低温やけどを負った。裁判所は、携帯電話をポケットに入れてこたつで暖を取るという通常の方法で使用していたにもかかわらず異常発熱したことは、「通常有すべき安全性を欠き、設計上または製造上の欠陥がある」として、製造業者に製造物責任法第3条の責任を認めた。(仙台高裁平成22年4月22日判決)

※誤使用や不注意による事故について、取扱説明書や警告表示で消費者に指示していなかった場合、製造物責任法の「欠陥」と判断され損害賠償の対象となったケースです。この判決の後、製造メーカーは携帯電話の取扱説明書の「指示・警告」で使用や放置を禁止する高温になる場所として「こたつ」を明記しました。つまり現在では「欠陥」ではなく「誤使用」となります。

事故情報を提供しよう

「自分は被害に遭わないから大丈夫」という発想から「自分も社会の一員だ」という自覚を促します。具体的には「安全性に疑問がある場合には製造メーカーに質問し、トラブルが発生した場合には製造メーカーに情報提供し、原因を確認するとともに、再発防止を要請する」ことが求められる行動となります。

製造メーカーのお客様相談室は、製品に関する相談を受け付けています。情報は良い製品作りに生かされることから、意見を発信することの意義を伝えます。また、消費生活センターは、製品事故に関する相談を含め、消費生活に関わる相談を受け付けています。

相談する際には、いつ、どこでどんな事故が起こったのか、けがの状態はどのようなのか、ポイントを押さえて伝えることが大切です。事故品を保存しておくことも大切です。

この商品、どうやって作られたの？

スマホを例に、商品の製造から廃棄（リサイクル）までの工程を考えるワークを行い、どうやって作られたのかを考えさせます。家電製品や電子機器にはたくさんの種類の部品が使われていることを説明し、部品の一部に使われている金やレアメタルは、鉱山で採掘された鉱石にわずかに含まれている希少な金属であることを伝えます。

●携帯電話やスマホの部品に使われるレアメタル

部品名	使われるレアメタル	機　能
バイブレーター（振動子）	タングステン	小型振動モーターの部品として使用され携帯電話全体を振動させる。
コンデンサ	タンタル	小型で大容量のコンデンサを作る。
電池	リチウム	長時間使える電池を作る。

レアメタルとは

レアメタルは、非鉄金属で、タングステン、タンタル、リチウムなど31種類。

以下の特性から産業での利用価値が高いが、希少な金属である。

① 構造材料へ添加（強度増、錆びにくい等）
② 電子材料・磁性材料（LED、磁石等）
③ 機能性材料（光触媒、ニューガラス等）

金やレアメタル産出国で起きている問題

【ワーク】金やレアメタル産出国で採掘している写真を見て、印象に残ったことを書きましょう。

まず、テキストの2枚の写真で、金やレアメタル産出国の一部の鉱山で起きている環境問題と人権侵害について説明します。次に下記の①～④の写真を見せ、印象に残ったことを話し合わせます。住民や労働者の「安全」が保障されていない現状に気付かせます。

①坑道は補強されておらず落盤や酸欠の危険があります。粉塵を防ぐマスクも付けず素手で鉱石を扱っています。（コンゴ）

②採掘人の服装は粗末でヘルメットも着用していません。ヘッドランプの代わりに懐中電灯を頭にくくりつけています。（コンゴ）

③ニッケル鉱山近くの住民は、海辺に強制移住させられました。海で貝を採ったところ、海水に接した皮膚がかぶれてしまいました。（フィリピン）

④紛争地域では、鉱物の売り上げが武装勢力の資金源となっている場合があり、子どもが兵士にされています。（コンゴ）

写真提供：①④アムネスティインターナショナル日本　②③アジア太平洋資料センターPARC

児童労働とは

国際条約で禁止している「15歳未満の義務教育を妨げる労働」と「18歳未満の危険・有害な労働」のこと。子どもたちの健全な成長を妨げる労働をさし、家や田畑での手伝い、小遣い稼ぎのアルバイトなどは含まれない。鉱物採掘は「危険・有害な労働」に分類され、18歳未満の児童労働は禁止されている。世界では1億6,800万人、そのうち約6割が農業に従事している【2013（平成25）年、国際労働機関】。

既に使われている金やレアメタルを有効利用するための取り組み

「産出国で起こっている問題を直接解決することは難しいが、既に使われている金やレアメタルの有効利用が大切である」と伝え、事業者や行政が行っているリサイクルの取り組みを説明します。日本で1年間で使用済みとなり廃棄される小型家電は、65.1万トンと推計されていますが、平成26年度の小型家電回収量は約5万トンに過ぎません。リサイクルを進展させるためには、技術やコストだけでなく、消費者への周知などの面でも課題があることを伝えます。

Coffee Break

あなたは出す？無料の小型電子機器引き取り　～どこが問題？～

車で走りながら拡声器でPRしたり、チラシを配布したりして、家庭で不要になった小型家電を無料で引き取る事業者がいます。無料だからラッキーなのでしょうか。

資源回収業者によって海外に輸出された家電製品や電子機器の不適正処理が問題になっています。家電製品や電子機器には、鉛やカドミウムなどの有害物質が含まれているため、適正な処理が必要ですが、事業者は処理に困って不法投棄することもあるのです。また、作業員が、野焼きなどで鉄、ステンレス、銅などの有用金属を回収することから、鉛やカドミウムなどの蒸気を吸い込んだり、有害物質が排水に混ざって河川に流れたりするなど、健康被害や環境汚染を引き起こしています。

商品の一生を考えたエシカル消費

エシカル消費について調べてみよう

以下のエシカル消費のキーワードについて、グループごとにパソコンを利用して調べましょう。

4の倍数のグループに分け、それぞれ違うエシカル消費のキーワードを与え、ワークシートにしたがって、下記URLを参考に調べ学習に取り組ませます。その際、商品の一生（製造工程から廃棄まで）と「人、社会、環境」にどのような影響があるのかを押さえて発表するように指導するとよいでしょう。

エシカル消費	調べ学習の参考サイト		
	内　容	出　典	URL
フェアトレード	チョコレートと児童労働	認定NGO法人ACE（エース）	http://acejapan.org/childlabour/report/chocolate
	児童労働の実態　産業別の実態と取り組み（コーヒー）	ILO駐日事務所　児童労働の実態	http://www.oit.org/public//japanese/region/asro/tokyo/ipec/facts/sectorial/agricult/03.htm
	バナナ	レインフォレストアライアンス	http://www.rainforest-alliance.org/lang/ja/work/agriculture/bananas
	カートくんの買い物★なびげ～しょん「消費者の権利と責任」の社会	東京都消費生活総合センター	http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/kyoiku/web/chu03/
	フェアトレード認証ラベル	フェアトレードラベルジャパン	http://www.fairtrade-jp.org/
地産地消	地産地消・国産農林水産物の消費拡大	農林水産省	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gizyutu/tisan_tisyo/
	フード・アクション・ニッポン	農林水産省	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gizyutu/tisan_tisyo/#sonota
社会的弱者	視点・論点　「倫理的消費とは何か」	NHK解説委員室	http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/400/227006.html
	テーブルフォートゥー（食事の金額の一部が貧困地域の食費に充てられる）	table for two	http://jp.tablefor2.org/
グリーンコンシューマー	エコマーク	エコマーク事務局	https://www.ecomark.jp/
	認証パーム油を使うには？RSPOへの手引き	WWF	http://www.wwf.or.jp/activities/2013/08/1153616.html
	MSC（海のエコラベル）	WWF	http://www.wwf.or.jp/activities/nature/cat1136/cat1143/
	FSC（森林認証）	WWF	http://www.wwf.or.jp/activities/nature/cat1219/fsc/
	運輸部門における二酸化炭素排出量	国土交通省	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000007.html

関心をもって調べよう

【まとめ】今日の授業を受けて、消費者市民として今後どのような行動をしていこうと思ったか、記入しましょう。

エシカル消費として何ができるか考え、ワークシートにまとめさせ、2～3人に発表させます。その際、エシカル商品は高価なので、今の年代で買えるものを「知る」ことや、「問題点をもっと調べる」ことが重要であると伝えるとよいでしょう。

「消費者の権利と責任」から消費者市民を考える

【ワーク】グループごとに与えられた問いに取り組み、どのような行動が消費者市民であるかまとめましょう。

初めに、消費者市民社会の概念図の見方を説明します。横軸は、消費行動のプロセスを「買う」「使う」「捨てる」の3つに分けていること、縦軸は消費が社会に与える影響を3つの要素（経済的市民、政治的市民、倫理的市民）に分けていることを説明します。

次に消費者市民は、「消費者の権利と責任」に沿って行動することであることを説明します。たとえば、「買う」と「倫理的市民」が交わったところを見るように促します。フェアトレードの商品や地元の野菜を買うことは、「社会的弱者や環境への配慮をする責任」を果たすことでもあると説明します。

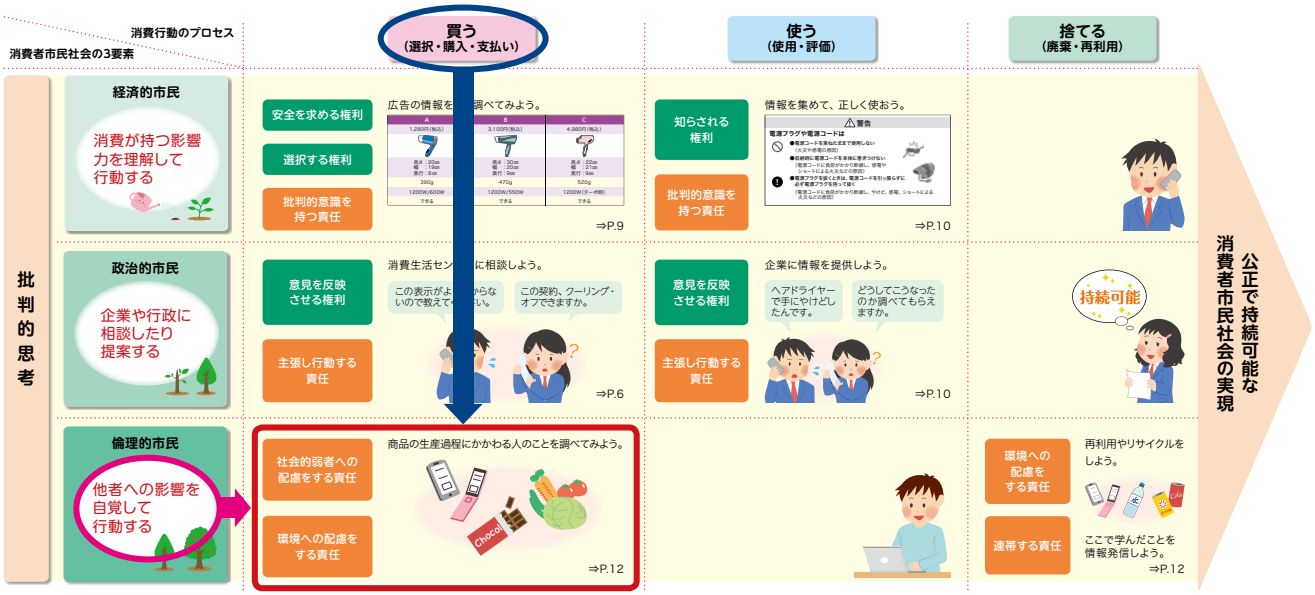

ワークの手順を説明します。5つのグループにそれぞれ違う下記の問いを渡し、取り組ませます。その際、「批判的意識を持つ責任」が概念図縦軸の消費者市民社会を構成する3要素の根幹となっていることを説明します。批判的意識を持つ責任とは、「客観的、論理的に問題意識を持つこと」で単なる批判（クレーム）とは違うことを具体的事例を用いながら説明するとスムーズです。

❶ 批判的意識を持つ責任

買う（選択・購入・支払い）

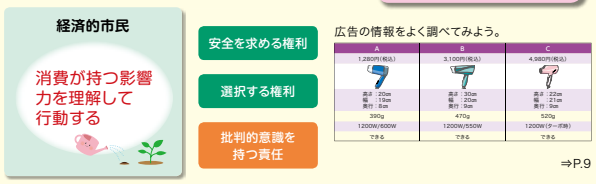

問1　批判的意識を持つ責任とは「客観的、論理的に問題意識を持つこと、つまり本当にそうなのかな」と考えることです。P9の広告にある3つのヘアドライヤーを比較して、疑問点や気付いたことをワークシートに記入しましょう。その後、グループ内で発表し合い、「批判的意識を持つ責任」とはどのようなことか、まとめてください。

❷ 批判的意識を持つ責任

使う（使用・評価）

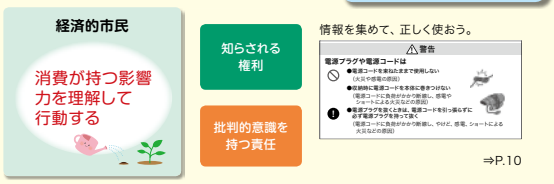

問2　批判的意識を持つ責任とは「客観的、論理的に問題意識を持つこと、つまり本当に正しく使っていたのかな」と考えることです。P10の相談事例を読んで分かったことをワークシートに記入しましょう。その後、グループ内で発表し合い、「批判的意識を持つ責任」とはどのようなことか、まとめてください。

❸ 主張し、行動する責任

買う（選択・購入・支払い）

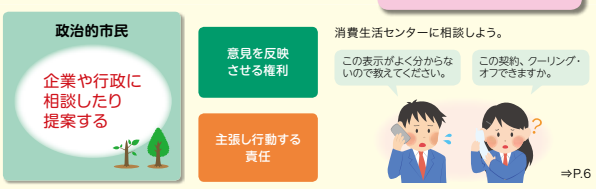

問3　消費生活センターに相談することは個人のためだけではなく、次の被害者を減らすことにつながります。「問3寸劇：消費生活センターに相談するとどうなる?」を読んで、どうして次の被害者が減るのか考え、ワークシートに記入しましょう。その後、グループ内で発表し合い、「主張し、行動する責任」とはどのようなことか、まとめてください。なお、発表の際には寸劇を演じてもらいます。

❹ 主張し、行動する責任

使う（使用・評価）

問4　企業に情報を提供することは、個人のためだけではなく社会のためにもなります。「問4事例：リコール情報を調べよう」を読んで分かったことをワークシートに記入しましょう。その後、グループ内で発表し合い、「主張し、行動する責任」とはどのようなことか、まとめてください。

問❸ 寸劇：消費生活センターに相談するとどうなる？

登場人物	大学1年生、相談員、地方自治体、国(消費者庁)、ナレーター
ナレーター	これから寸劇を見てもらいます。大学1年生が消費生活センターに相談する場面から始まります。
相談員	はい、消費生活センターです。
大学1年生	もしもし、相談したいことがあるのですが。
相談員	私は相談員の●●と言います。まず、お名前と年齢、お住まいの地域を教えていただけますか。
大学1年生	名前は○○、年齢は○○、住んでいるところは○○です。
相談員	それでは相談内容を伺います。どのようなご相談ですか。
大学1年生	SNSの広告で、1,000円でできるお試しエステを見つけて予約したんです。お試しを受けた後に、お店の人に「あそこもここも」と言われて、15万8,000円で脱毛エステの契約をしました。アルバイト代で何とかなると思ったんですが、親に言ったら反対されたので、やっぱりやめたいんです。どうしたらいいですか。
相談員	それはいつのことですか。
大学1年生	3日前です。
相談員	契約書はありますか。詳しく教えてください。
大学1年生	契約書はあります。ええっと・・・・
ナレーター	その後、○○さんは無事クーリング・オフすることできました。さて、この相談が社会的にどのような影響を持つのか相談員さんに聞いてみましょう。
相談員	全国の消費生活センターの相談員は、受け付けた全ての相談内容をデータとして記録しています。全国の情報が一元管理されているので、近くの消費生活センターに似たような事例があるかどうか、調べることもできます。
ナレーター	もし、似たような事例があったらどうなりますか。消費者庁さん、地方自治体さん、教えてください。
地方自治体	似たような事例がたくさん集まった場合は、消費者被害をなくすように対策を考えます。悪質な事業者を取り締まることもあります。 最新の情報をHPに掲載したり、パンフレットを作成して配布したりして、消費者に情報を提供しています。
国(消費者庁)	プレス発表して、ニュースや新聞で報道してもらっています。法律を改正して、事業者のルールを厳しくすることもあるんですよ。

問❹ 事例：リコール情報を調べよう

2005(平成17)年、ペンションに宿泊していた親子が松下電器製FF式石油暖房機による一酸化炭素(CO)中毒になり、小学生男子(12歳)が死亡した。原因は、バーナーへの給気ホースが劣化による亀裂で不完全燃焼し、COガス(無臭)を排出したためである。

パナソニック(旧松下電器産業)は「1985(昭和60)年から1992(平成4)年のFF式石油暖房機を使い続けるとCO(無臭)を含む排気ガスが漏れ出し、死亡事故に至る恐れがある」として、2005年4月に社告を出し、製品引き取りと無償修理を呼びかけた(リコール)。しかし、同年11月に同一製品による死亡事故が起こってしまった。その後、パナソニックは、「全台数を回収・点検する」と発表し、テレビ放映やチラシ配布で回収を呼びかけた。しかし、12年後の現在でもいまだ全台数把握に至っておらず、対象製品の引き取りに「1台あたり5万円を支払う」として、再度呼びかけを行っている。

なお、経年劣化による事故多発を受けて、2007(平成19)年11月に消費生活製品安全法が改正された。特定保守製品(屋内式ガス瞬間湯沸器、屋内式ガスふろがま、石油給湯機、石油ふろがま、FF式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機)の9品目について、「製品寿命」の表示や「点検通知」がメーカーに義務付けられた。

出典：パナソニック
(株)アプライアンス社ホームページ
(2015年3月6日更新のもの)

❺ 環境への配慮、連帯する責任

問5　生産時や廃棄時のことを考えた消費行動は、他者への理解を自覚した行動となります。P12を読んで、課題をワークシートに記入しましょう。その後、「環境への配慮をする責任」や「連帯する責任」として、どのような行動が必要か、グループ内で発表し合い、まとめてください。

Coffee Break

日本の高校生は勉強の態度が受け身的 ～日米中韓との比較～

日本の高校生は米国、中国、韓国と比べ、受け身的な授業が中心で、勉強の態度が消極的な生徒が多い傾向にあることが、国立青少年教育振興機構の調査で分かりました(2017(平成29)年3月発行)。

調査では「問題意識を持ち、聞いたり調べたりする」と答えた生徒の割合は、日本12.3%、米国34.5%、中国52.7%、韓国10.4%、「教わったことをほかの方式でもやってみる」と答えた生徒の割合は、日本7.5%、米国45.8%、中国25.9%、韓国10.4%でした。

調査にかかわった明石要一青少年研究センター長・千葉敬愛短期大学学長は、日本の授業形態には「グループで課題を決め、考えたり調べたりする」や「タブレット、電子黒板、プレゼンテーションソフトなどを活用する」というアクティブな授業が少ないことを指摘しています。

以上のことから、ワークショップでは、授業で答えを全て教えてしまうより、問いの続きを一緒に考える形で終了し、「もっと知りたい」「だれかに伝えたい」という生徒の気持ちを引き出すとよいでしょう。

◆高校　「公民　現代社会」を想定した場合

※あくまでも一例です。実際の授業では、学校の事情、習熟度に合わせて一部のみ使うなど、工夫してください。

●単元名

消費者と企業 ー私たち一人ひとりの責任ー

●単元名の目標

契約に関する基本的な考え方について理解し、不完全な意思表示に基づいて行われる場合の契約を解除する制度についても理解する。さらに、消費者の権利と責任を踏まえた消費者を支援する制度についても理解する。

●学習指導要領内容に基づく単元として設定

(2)現代社会と人間としての在り方生き方
エ 現代の経済社会と経済活動の在り方

現代の経済社会の変容などに触れながら、市場経済の機能と限界、政府の役割と財政・租税、金融について理解を深めさせ、経済成長や景気変動と国民福祉の向上の関連について考察させる。また、雇用、労働問題、社会保障について理解を深めさせるとともに、個人や企業の経済活動における役割と責任について考察させる。

◆授業展開例

時間	主な学習活動	指導上の留意点	教材・資料	キーワード
導入 5分	●身近にある契約			
	・契約か契約でないかクイズに挑戦する。	・消費者として毎日契約して生活していることに気付かせる。	ワークシート 契約クイズカード(班の数を用意)	
展開Ⅰ 10分	●契約はどのように成立するの? ●一度成立した契約はやめることができないの?			
	・契約の基本的な考え方を理解する。 ・いったん成立した契約は、どんな場合でもやめられないか考える。	・民法の契約の基本的な考え方は「お互いに対等」であるが故、契約内容は自由に決めることができ、一度成立した契約は強い拘束力があることを伝える。 2つの事例の違いを比較させ、どこが違うと契約をやめることができるのか、考えさせる。次で解説するクーリング・オフの伏線とする。	ワークシート	契約の成立時点 契約自由の原則 信義誠実の原則 (信義則)
展開Ⅱ 20分	●一方的に契約をやめることができる制度			
	・寸劇を演じ、クーリング・オフ制度について理解する。	**【ワーク】若者の消費者トラブルの寸劇を見て、やり取りの問題部分を聞き取ろう。** ・生徒に役割を演じさせ、親近感を持たせる。 ・事業者に有利な状態で販売する特定の取引については、消費者を保護する制度があることを伝える。	ワークシート 寸劇台本	特定商取引法 クーリング・オフ
	・クーリング・オフ以外に契約を解除できる方法を知る。	・契約時の勧誘方法や契約内容に問題がある場合は、クーリング・オフ以外にも解除できる制度があることを理解させる。 ・特に、未成年者の取り消しについて説明する。		取り消しと無効 未成年者の取り消し
展開Ⅲ 10分	●消費者の利益を守る制度があるのはなぜ?			
	・事業者と消費者の格差について理解する。	・事業者と消費者の格差を説明し、格差を是正するために、法制度や行政機関が支援する仕組みがあることを伝える。	ワークシート	非対称性 事業者と消費者の格差 消費者基本法 民法 消費者契約法
まとめ 5分	●心配なことは消費生活センターに相談しよう			
	・今日の講座を振り返り、相談することの意義について理解する。	・個人の問題解決だけではなく、次の被害者を減らすことにつながる。消費生活センターへの相談の仕方などを具体的にアドバイスする。	ワークシート	消費生活センター ☎188

ワークシート　ステップ 1　商品（サービス）を購入する ～契約の基本～

月　日（　）　年　組　名前

身近にある契約

下の①～⑤のうち、契約であるものに○、契約でないものに×を付けましょう。

①ICカードを使って電車に乗る。

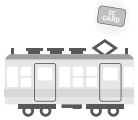

（ ○ ）

②家族に小遣いアップをお願いする。

（ × ）

③パン屋でパンを買う。

（ ○ ）

④アパートを借りる。

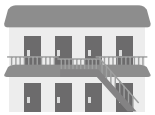

（ ○ ）

⑤インターネットでゲームのアイテムを買う。

（ ○ ）

契約はどのように成立するの？

・契約とは、法的な（　拘束力　）を持った約束のことである。

・契約の方式は、原則（　自　由　）である。

・契約は、（　申し込み　）と（　承　諾　）というお互いの意思の合致によって成立する。

・契約が成立すると、消費者には代金を支払う（　義　務　）と商品を受け取る（　権　利　）が発生し、事業者には代金を受けとる（　権　利　）と商品を渡す（　義　務　）が発生する。

・一度成立した契約は、どちらか一方の（　都　合　）で、契約をやめることはできない。

一度成立した契約はやめることができないの？

次のうち、契約をやめられるのはどちらでしょうか。
AとBを比較して、下の表を完成させましょう。

A　昨日、ある店で高級布団を買ったが、ほかの店でもっと気に入った布団を見つけた。一度も使っていないのでこの契約をやめたい。

B　3日前に訪問販売で高級布団を買った。一度使ってみたがあまり気に入らない。この契約をやめたい。

	購入時期	販売方法	やめたいと思った理由	その他
A	昨日	店舗販売	他の店でもっと気に入った高級布団を見つけた。	一度も使っていない。
B	3日前	訪問販売	あまり気に入らない。	一度使った。

契約をやめることができるのは　B　である。

一方的に契約をやめることができる制度

・（　訪問販売　）のような特定の取引の場合、一定期間内であれば無条件で契約をやめることができる制度を（　クーリング・オフ　）という。

・この制度を利用するために（　理　由　）は必要なく、一方的に契約をやめることができる。

・この制度は、特定の取引に限って適用されるため、（　店　）で買った場合や（　インターネット　）販売には適用されない。

・この制度以外にも、（　未成年　）者による契約や、詐欺や強迫などによる理由で、契約をやめることができる。これを（　取り消し　）という。

消費者の利益を守る制度があるのはなぜ？

・契約の基本的な考え方は、「契約する人はお互い（　対　等　）な関係である」ことが前提である。

・実際の社会では、事業者と消費者との間に、（　情　報　）の質や量、（　交　渉　）力といった構造的な格差がある。

・両者の格差を是正するために、国は（　事業者　）を規制する法律や、（　クーリング・オフ　）などの制度を作り、消費者の利益を守っている。
また、（　消費生活センター　）などの行政機関を設置し、消費者を支援している。

心配なことは消費生活センターに相談しよう

・消費生活センターに相談することは、（　個　人　）の問題解決のためだけではなく、次の（　被害者　）を減らすことにつながる。

【まとめ】
事例の契約について、やめられるかやめられないかを考え、その理由をワークシートに記入し、意見交換しましょう。

事例1　高校に入学したので、家族に内緒で家電量販店で20万円のパソコンを買った。高額なので返したい。
契約を（やめられる）・やめられない
理由：
未成年者の取り消しができるから。

事例2　5日前、路上で「モデルにならない?」と誘われ、ついて行った事務所で30万円の美顔器を進められ、断り切れずに契約してしまった。後で考えたら必要ないので契約をやめてお金を返してもらいたい。
契約を（やめられる）・やめられない
理由：
クーリング・オフできるから。

事例3　興味本位でアダルトサイトにアクセスしたところ、「登録完了」の画面が表示され、6万円を請求された。
契約を（やめられる）・やめられない
理由：
申し込みと承諾という意思が合致していないので、契約が成立していないから。

事例4　3日前にインターネットでスニーカーを購入した。イメージが違ったので、クーリング・オフしたい。
契約を　やめられる・（やめられない）
理由：
通信販売なのでクーリング・オフできないから。

◆高校　「家庭基礎」を想定した場合

※あくまでも一例です。実際の授業では、学校の事情、習熟度に合わせて一部のみ使うなど、工夫してください。

●題材名
クレジットカードと契約

●題材の目標
キャッシュレス化が急速に浸透している実態を知り、クレジットカードの仕組みや特徴、契約内容を理解する。さらに、クレジットカードを利用するときの注意点と多重債務について学習する。

●学習指導要領内容に基づく題材として設定

(2)生活の自立及び消費と環境
エ 消費生活と生涯を見通した経済の計画

消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任について理解させ、適切な意思決定に基づいて行動できるようにするとともに、生涯を見通した生活における経済の管理や計画について考えることができるようにする。

◆授業展開例

時間	主な学習活動	指導上の留意点	教材・資料	キーワード
導入 10分	●生活に浸透したカード(販売方法と支払方法の多様化)			
	・販売方法と支払方法が多様化していることを実生活から考える。	・商品をどこで、どのような支払方法で買っているか、自分や家族の生活を振り返り考えさせる。	ワークシート	販売方法と支払方法の多様化 店舗販売、無店舗販売
	・支払いに使用できるカードを前払い・即時払い・後払いに仕分ける。	・カードを分類し、プリペイドカード、デビットカード・クレジットカードについて説明する。	ワークシート 見えないお金カード(班の数を用意)	電子マネー プリペイドカード デビットカード クレジットカード
	・クレジットカードが急速に普及している背景を理解する。	・キャッシュレス社会の現状を伝え、身近な例から、クレジットカードのメリットについて理解させる。		
展開Ⅰ 10分	●クレジットカードの仕組み			
	・クレジットカードが発行されるまでの流れを理解する。	・クレジットカードの会員契約は、信用が必要で、審査を通った者だけが契約できることを伝える。	ワークシート	信用 会員契約
	・クレジットカードの仕組みを学習する。	・クレジットカードは三者間契約であり、三者それぞれにメリットがあるから成り立つ仕組みであることを理解させる。		三者間契約
	・代表的な支払方法の特徴を理解する。	・3つの支払方法のうち、分割払いとリボ払いには手数料(利息)がかかることを伝える。		一括払い 分割払い リボ払い 手数料(利息)
展開Ⅱ 10分	●リボルビング払い(リボ払い)の仕組み			
	・リボ払いの仕組みを理解する。	・リボ払いは、毎月一定額の支払いで済むため便利だが、何にいくら使ったか分かりにくくなることを伝える。	ワークシート	
	・利息計算用プログラムで、利息がどのくらいかかるか計算する。	・クレジットカードにはキャッシング機能があり、借金には利息が付くことを理解させる。 ・利息は金利が高ければ高いほど、借入期間が長ければ長いほど支払総額が増えることを伝える。	利息計算用プログラム	利息 元金 金利 借入期間
展開Ⅲ 10分	●会員規約はクレジット会社との約束ごと			
	・会員規約クイズに挑戦する。	・会員規約にクレジット会社と交わす契約の内容が書かれていることを伝える。	○×カード	会員規約
	・クレジットカードを利用する際の注意点を学習する。	・クレジットカードをきちんと管理し、規約を守ることの大切さを伝える。	ワークシート	利用明細 紛失・盗難
展開Ⅳ 5分	●返済に困ったら一人で悩まず相談しよう			
	・万一返済に困ったときの対処法を学習する。	・だれもが収入が減少したり、失業するリスクがあることを理解させ、いざというときの対処法を説明する。	ワークシート	多重債務 債務整理 自己破産
まとめ 5分	・今日の講座の内容を振り返る。	・クレジットカードの仕組みを理解したうえで、計画的に利用することの大切さを伝える。	ワークシート	消費生活センター【188】

ワークシート　ステップ 2　支払方法の多様化とクレジットカード

月　日(　)　年　組　名前

生活に浸透したカード(販売方法と支払方法の多様化)

販売方法には大きく分けて2つの方法があります。

・(　店　舗　)販売　お店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、デパート　など
・(　無店舗　)販売　ネットショッピング、訪問販売、電話勧誘販売、自動販売機　など

支払いに使用できるカードにはどのようなものがあるか、前払い・即時払い・後払いに仕分けてみましょう。

種類	カードの名前	機　能
前払い (　プリペイドカード　)	PASMO 図書カード iTunes Cardなど	カードに入金した金額の範囲内で、買い物代金の支払いにあてる。
即時払い (　デビットカード　)	楽天Debitカード ゆうちょカードなど	買い物代金を支払うときに自分の銀行口座から代金が即時に引き落とされる。
後払い (　クレジットカード　)	セゾンカードなど	買い物代金を後で支払う。

・(　電子マネー　)とは、お金の価値を電子データとして記憶させたものであり、代金の支払いに利用することができる。

クレジットカードの仕組み

・クレジットは、(　信　用　)という意味である。
・クレジット会社は、必ず支払いができると認めた人だけ(　会　員　)契約をし、クレジットカードを発行する。
・クレジットカードの契約は、消費者、販売店及びクレジット会社による(　三者間　)契約である。
・クレジットカードの利用は、クレジット会社に(　借　金　)をして商品を購入することである。
・クレジットカードの支払方法は、主に3通りある。
具体的には、(　一　括　)払い、(　分　割　)払い、(　リボルビング　)払いである。
・分割して代金を支払う場合は、手数料がかかる。手数料とは(　利　息　)のことで、お金のレンタル料である。
・リボルビング払いは、追加で利用しても毎月の支払金額が(　一　定　)である。

リボルビング払い(リボ払い)の仕組み

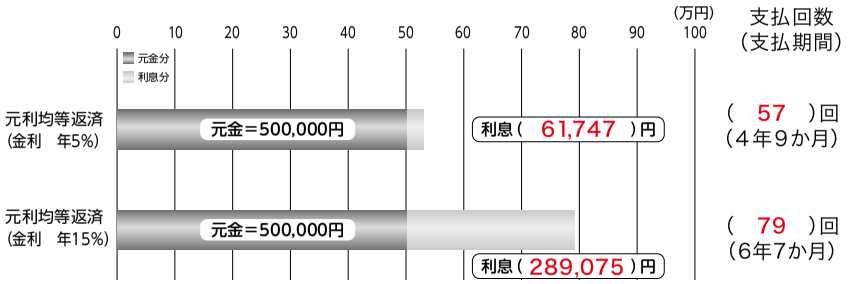

・(　利　息　)の計算方法は、元金×金利×借入期間である。
・(　元　金　)とは、借りた金額のことである。
・(　金　利　)とは、元金に対する利息の割合のことである。
・金利が高いと、利息は増える。借入期間が長いと利息は(　増える　)。

会員規約はクレジット会社との約束ごと

・クレジットカードを受け取ったら、すぐに裏面に(　サイン　)をする。
・家族を含む(　他　人　)には貸さない。
・クレジットカードの紛失・盗難にあったら、(　クレジット会社　)と(　警　察　)にすぐに届け出る。
・(　利用明細　)は必ず毎月確認する。
・身に覚えのない請求があったら、すぐに(　クレジット会社　)に連絡する。

返済に困ったら一人で悩まず相談しよう

・借金を繰り返し返済困難な状況に陥ることを(　多重債務　)という。
・返済能力を超え、借金返済ができない場合は、経済的な立ち直りを図る(　債務整理　)という方法がある。具体的には、任意整理、特定調停、個人再生、(　自己破産　)がある。
・返済に困ったら一人で悩まず、(　消費生活センター　)などの専門相談窓口へ相談する。消費生活センターの電話番号は(　188　)と覚える。

◆高校　「家庭総合」を想定した場合

※あくまでも一例です。実際の授業では、学校の事情、習熟度に合わせて一部のみ使うなど、工夫してください。

●題材名

使うときのことを考えた商品選択

●題材の目標

商品を購入する際に情報を比較検討し、合理的に意思決定する。安全な使用方法を理解し、正しく使うことができる。

●学習指導要領内容に基づく題材として設定

(3)生活における経済の計画と消費
イ 消費行動と意思決定

消費行動における意思決定の過程とその重要性について理解させ、消費者として主体的に判断できるようにする。

◆授業展開例

時間	主な学習活動	指導上の留意点	教材・資料	キーワード
導入 5分	・商品を選択する際に、どのような情報を活用しているか考える。	・自転車などを例に、商品を購入する際、価格だけでなく機能、デザイン、安全性などに考慮していることを気付かせる。	ワークシート	
展開Ⅰ 10分	**●どの商品を選ぶ？　ヘアドライヤーを例に広告を比較しよう**			
	・テキストのヘアドライヤーの広告を比較して、どの商品を選択するか考える。	・班ごとに購入目的を記載したカードを配布し、それぞれ条件に合った商品を選ぶよう指導する。 ・広告の情報を比較検討し、決め手となった情報と選んだ理由をワークシートに記入させる。	ワークシート 購入目的カード	
展開Ⅱ 10分	**●どの商品を選ぶ？　ヘアドライヤーの表示を確認しよう**			
	・ヘアドライヤーの安全に関する表示を確認し、最終的にどのヘアドライヤーを選択するか考える。	・自分が選んだヘアドライヤーにPSEマークが付いているかどうか確認させる。 ・PSEマークが付いていない電気用品は販売できないことを説明する。 ・B、Cの警告表示を読ませ、今までに警告表示を読んだことがあるかどうか発問し、後半の伏線とする。	ワークシート	PSEマーク Sマーク 警告表示
	・どのヘアドライヤーを選んだか、選択の決め手となった情報と選んだ理由を発表する。	・お互いの発表から、「購入者が何の情報を重視するかによって、選択する商品が変わる」ことに気付かせる。		
	・電化製品、自転車、子供が使用するおもちゃなどの商品を選択する際は、安全に関する情報も考慮することが大切であることを知る。	・ワークシートで他の商品の安全を確認する目安となるマークを紹介する。	ワークシート 製品の安全に関するマークや警告表示のある製品 (実物)	PSEマーク PSCマーク SGマーク SFマーク STマーク
展開Ⅲ 20分	**●製品を正しく使おう**			
	・相談事例の事故を基に、自分のヘアドライヤーの使い方を振り返る。	・ヘアドライヤーの相談事例と同様の経験があるか聞き、自分のこととして感じさせるよう工夫する。		
	・テキストの写真を見ながら、事故の原因を考える。	・事故の原因は、消費者の誤使用か、製品の欠陥の二通りが考えられることを説明する。 ・テキストの写真で誤使用の原因を説明する。	断線、スパークした電源コード、事故品 (実物)	
	・取扱説明書通りに正しく使うことの重要性を理解する。	・製造メーカーの義務と消費者の責任について説明する。 ・取扱説明書通り使用せずに事故にあった場合、誤使用となることを伝える。	取扱説明書 (実物)	製造メーカーの義務 消費者の責任 取扱説明書 誤使用
	●正しく使っていたのに事故にあった場合は?			
	・製品の欠陥による事故の場合、損害賠償を求めることができる法律があることを知る。	・製造物責任法(PL法)を説明し、消費者には「補償を受ける権利」があることを理解させる。	ワークシート	欠陥 製造物責任法(PL法) 補償を受ける権利
まとめ 5分	**●事故情報を提供しよう**			
	・今日の講座を振り返り、情報提供することの意義について理解する。	・まずは製品を正しく使うことの大切さを強調する。 ・製品の不具合や事故にあった場合、製造メーカーや販売店、消費生活センターに情報提供することの意義を説明する。	ワークシート	お客様相談室 消費生活センター ☎188

ワークシート　ステップ 3　使う時のことを考えた買い物

月　日(　)　年　組　名前

どの製品を選ぶ?

自転車を選ぶとき、どのような情報を基に選びますか。
例を参考に、思いつく情報にいくつでも〇を付けましょう。

・大きさ　・価格　・ブランド　・デザイン　・色
・鍵　・前かご　・安全性　・乗りやすさ
・ギア付き　・LEDライト　・パンクしにくいタイヤ

ヘアドライヤーを例に広告を比較しよう

テキストにある3つの商品のうち、どのヘアドライヤーを選びますか。誰がどういうときに使用するか、購入目的に合ったヘアドライヤーを1つ選びましょう。

テーマ	家族みんながお風呂上りに使うため

選んだヘアドライヤー　A　B　(C)

次に、選択の決め手となった広告の情報と、その理由を記入しましょう。

選択の決め手となった情報	選んだ理由
(例)価格	予算の範囲内で一番高い。
風　量	みんなが使うから、強い風量で時間短縮で早く乾いた方が良いから。
髪になめらかなツヤを与えるブロー	ロングヘアがきれいにセットできるから。

ヘアドライヤーの表示を確認しよう

選択した商品の安全に関する表示を確認し、他の商品と比較して気付いたことを書きましょう。

安全に関する表示	気付いたこと
マーク	PSEマーク、Sマークが付いている。A,Bの商品にはSマークが付いていないため、Cの商品のほうが安全性に信頼がある。
警告表示	本体に使用上の注意が書かれている。

・PSEマークとは、国が定めた(　電気用品　)の技術基準に達していることを(　事業者　)が自主検査したものである。

・Sマークとは、(　第三者機関　)が安全性を確認した製品に表示されたものである。

・家電製品、自転車、花火、子供が使うおもちゃなどの商品を選ぶときは、(　安　全　)に関する表示も確認することが大切である。

製品の安全に関するマークの名前を書き、関連する商品を線で結びましょう。

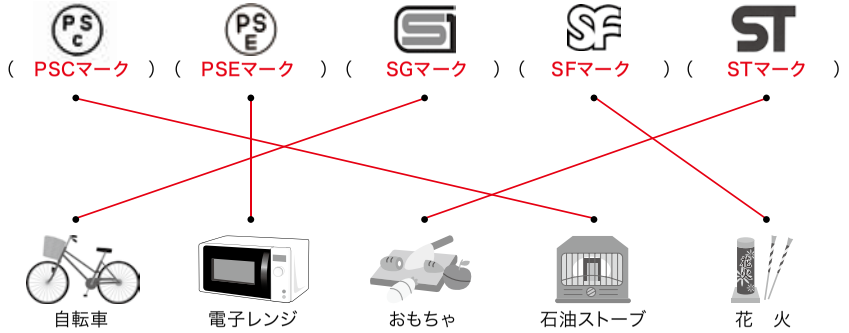

製品を正しく使おう

・製品安全の国際規格では、3つのステップで(　リスク　)を減らすように規定されている。

・製造メーカーは、安全な製品を提供する(　義　務　)がある。

・製造メーカーは、安全設計をしても使い方によっては(　リスク　)があることを、取扱説明書に書いて消費者に伝えている。

・誤った使い方による事故を防ぐために、(　取扱説明書　)を読み、あらかじめ様々なリスクを知って正しく使うことは、消費者の(　責　任　)である。

正しく使っていたのに事故にあった場合は?

・(　取扱説明書　)の通りに正しく使用していたにもかかわらず、製品の(　欠　陥　)が原因で人や周りの物に被害を与えた場合、(　製造物責任法(PL)　)法によって(　賠　償　)を求めることができる。

事故情報を提供しよう

・製品の不具合や事故にあった場合、(　製造メーカー　)や(　販売店　)に情報を提供することが大切である。迷ったときは、(　消費生活センター　)に相談する。電話番号は☎(　188　)である。

◆高校　「家庭総合」を想定した場合

※あくまでも一例です。実際の授業では、学校の事情、習熟度に合わせて一部のみ使うなど、工夫してください。

●題材名

持続可能な社会と消費生活（2時間）

●題材の目標

商品購入時には、物を作るための資源産出国の環境や人権に配慮したり、廃棄時のことも考えて行動することが求められていることを理解させる。

●学習指導要領内容に基づく題材として設定

ウ 消費者の権利と責任

消費生活の現状と課題、消費者問題や消費者の自立と支援などについて理解させ、消費者としての権利と責任を自覚して行動できるようにする。これからの消費者は、消費行動を通して生産者や事業者、行政などに消費者としての意見を表明し行動するなど、消費者の権利を実現するとともに、社会への影響などを考えて行動する責任があることを理解させる。

◆授業展開例

時間	主な学習活動	指導上の留意点	教材・資料	キーワード
導入 15分	**●この商品、どうやって作られたの？**			
	・スマホを例に、商品の一生を考える。 ・家電製品や電子機器の部品の一部に、金やレアメタルが使われていることを理解する。	**【ワーク】スマホを例に商品の一生を考え、ワークシートに記入しましょう。** ・鉱物の採掘、部品工場、組立工場、販売店、リサイクルなどのカードを製造工程の順番に並べさせる。 ・プリント基板を見せ、どのような家電製品や電子機器に使われているか、ワークシートに記入させる。 ・部品の一部に金、レアメタルが使われていることを説明する。	ワークシート 商品の一生カード プリント基板	商品の一生 鉱物 金 レアメタル
展開Ⅰ 20分	**●金やレアメタル産出国で起きている問題**			
	・鉱山の写真から、金やレアメタル産出国が抱えている環境問題や人権侵害に気付く。 ・4枚の写真を見ながら、印象に残ったことを話し合い、ワークシートにまとめさせる。	・テキストの2枚の写真を通して、金やレアメタル産出国には環境問題（森林伐採、鉱山廃棄物）や人権侵害（健康被害、児童労働、強制退去）が起きていることを説明する。 ・指導書の4枚の写真を見て、印象に残ったことを発表させる。	ワークシート 指導書の4枚の写真を拡大	環境問題 人権侵害 児童労働 健康被害
展開Ⅱ 15分	**●既に使われている金やレアメタルを有効利用するための取り組み**			
	・既に使われている金やレアメタルを有効利用することの大切さに気付く。 ・小型家電リサイクルの取り組みがあることを知ると同時に、課題が多いことも理解する。 ・消費者の役割を認識する。	・モバイルリサイクルネットワークや小型家電リサイクル法を知っているか発問する。 ・リサイクルの取り組みの課題を、テキストから探させる。 ・スマホ、携帯電話の利用が何台めか、前のスマホはどうしたのかなどを聞きながら、自分に何ができるか考え、ワークにまとめさせる。	ワークシート	小型家電リサイクル法
展開Ⅲ 40分	**●商品の一生を考えたエシカル消費**			
	・グループ発表し、4つの情報を共有する。 ・「エシカル消費」とは人や地球環境に配慮した消費行動やライフスタイルであることを理解する。	**【ワーク】以下のエシカル消費のキーワードについて、グループごとにパソコンを利用して調べましょう。** ・4の倍数のグループに分け、それぞれ違うエシカル消費のキーワードを与え、調べ学習をさせる。 ・発表準備を促す。その際、商品の一生（製造工程から廃棄まで）と「人、地域、環境」にどのような影響があるのかを押さえて発表するように指導する。	ワークシート 指導書のURL パソコンなど	エシカル消費 フェアトレード 地産地消 社会的弱者 グリーンコンシューマー
まとめ 10分	**●関心をもって調べよう**			
	・年代に合わせてできることを考え、しっかり行動することが大切であると知る。	・消費者市民として何ができるか考え、ワークシートにまとめさせ、2～3人に発表させる。 ・エシカル商品は高価なので、今の年代で買えるものを「知る」ことや、「問題点をもっと調べる」ことが重要性であると伝える。	ワークシート	消費者市民

ワークシート　ステップ 4　商品の一生を考えたエシカル消費

月　日(　)　年　組　名前

この商品、どうやって作られたの?

スマホを例に商品の一生を考え、ワークシートに記入しましょう。

(　原材料　) → (　部品工場　) → (　組立工場　) → (　販売店　) → 消費者

消費者 → (　使　用　) → (　リサイクル　) → 原材料に戻すなどして再利用

私たちに身近な家電製品や電子機器には、どのようなものがあるか、記入しましょう。

テレビ、パソコン、タブレット、DVD再生機、携帯電話、ゲーム機、デジタルカメラ、冷蔵庫、エアコン、電話、電子レンジ　など

・家電製品や電子機器は、たくさんの部品で構成されている。

・部品の一部には金や銀などの(　貴金属　)や、
タンタル、タングステンなどの(　レアメタル　)といわれる希少金属が使われている。

・金やレアメタルは、電子機器の信頼度を上げたり(　小型軽量　)化するために必要不可欠で、
採掘した鉱石からほんのわずかしか取り出せない(　希　少　)な金属である。

私たちに身近な家電製品や電子機器には、どのようなものがあるか、記入しましょう。

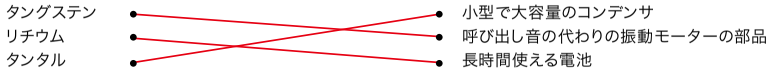

金やレアメタル産出国で起きている問題

・鉱物資源に乏しい日本は、家電製品や電子機器の部品を作るための原材料のほとんどを
世界中から(　輸　入　)している。

・金やレアメタルを採掘している一部の鉱山では、環境問題や、(　健康被害　)、
(　児童労働　)、(　強制退去　)などの人権にかかわる問題が起きている。

レアメタルを含む鉱石産出国で鉱石を採掘している写真を見て、気付いたことを書きましょう。

(例)山に巨大な穴を掘って鉱石を露天掘りしており、広い面積の森林が伐採されて生態系が破壊されている。もともとの住民も土地を奪われる。

小学生ぐらいの子どもが、危険な重労働をしている。掘る人の身なりが粗末で、ヘルメットもかぶらずほとんど無防備で危険である。

既に使われている金やレアメタルを有効利用するための取り組み

・事業者は、金やレアメタルの使用を(　減らす　)設計に取り組んだり、
行政と一緒に(　リサイクル　)の仕組みを整備したりしている。

・小型化された電子機器の部品の中には(　微　量　)のレアメタルしか含まれておらず、
リサイクルのための(　コスト　)が高いことなど、課題が多い。

・小型家電には、金や銅、レアメタルなどが含まれる一方で、
鉛などの(　有　害　)な物質も含まれるため、使用後は(　適　正　)な処理が必要である。

・(　市町村　)は、(　小型家電リサイクル　)法に基づき、携帯電話などの回収品目と
回収方法を決めて実施している。

スマホ、小型家電などの電子機器の部品の資源を有効利用するために、消費者である自分には何ができるかを考え、まとめましょう。

製品を大切に長く使う。壊れたら修理して使うようにする。使い終わったらリサイクルに出して使える資源を再利用してもらう。

商品の一生を考えたエシカル消費

エシカル消費について調べてみよう

以下のエシカル消費のキーワードについて、グループごとにパソコンを利用して調べましょう。(例)

エシカル	項　目		調べたこと
フェアトレード	①言葉の説明		フェアトレードとは、発展途上国生産者と先進国の事業者との公正な貿易による取引のことである。不安定な市場価格に対して、フェアトレードでは持続可能な生産と生活に必要な最低価格)を保障している。
	②問題・課題(具体例) (　チョコレート　)		チョコレートの原材料であるカカオ豆の生産者の暮らしは収入が安定せず、子どもたちは学校にも行かずに親と農園の仕事をしている。農園では刃物や農薬を使うため、けがや病気の危険にさらされている。
	③何の問題解決になるのか	人	適正な価格で取り引きされるため、生産者の生活が安定し、児童労働から解放される。
		社会	生産者が組合を作り、地域の公共施設が充実して豊かになる。
		環境	生産地の環境保全が進み、自然環境が保全される。
地産地消	①言葉の説明		地産地消とは、地域で生産された食べ物を地域で消費する取り組みのことである。
	②地元の農産物 (　東京都　)		私の家の近くでは、春は芋ほり、夏はブルーベリー狩り、秋は芋ほりができる。スーパーには「地産地消コーナー」があり、近くの農家で栽培された低農薬の野菜などが売られている。
	③何の問題解決になるのか	人	輸送時間が少ないため、新鮮な食べ物が手に入る。地元の農産物が売れて、地元の生産者の収入が増える。
		社会	生産者と消費者の結びつきが強くなる。(学校給食での利用、地域交流会など)
		環境	流通にかかる店頭のエネルギーや輸送エネルギーがかからないため、環境にやさしい。
社会的弱者などへの応援	①言葉の説明		被災地や風評被害の地域、障害者などが作ったり販売している商品やサービスを購入することである。
	②問題・課題(具体例) (　熊本地震　)		熊本県では2016年の大地震があり、被害額は4兆円近くに上った。阿蘇の特産品を購入したり、観光客が激減した熊本県に旅行をしたりすることで、地域を応援することができる。
	③何の問題解決になるのか	人	被災地の住民が元気になる。
		社会	地域の復興に役立つ。被災地の住民と消費者の結びつきが強くなる。
グリーンコンシューマー	①言葉の説明		環境配慮型の商品を選択することで、環境を配慮する事業者を応援すること。
	②問題・課題(具体例) (　洗剤　) RSPO認証マーク		パーム油は洗剤の他、パン、スナック菓子、マーガリン、石鹸、口紅などにも含まれている。アブラヤシの生産地であるインドネシアとマレーシアでは大規模な森林伐採が行われ、自然環境破壊が深刻である。そこで、環境や社会に配慮して生産されたパーム油かどうかを確認することが大切である。
	③何の問題解決になるのか	人	生産者や製造・加工工場によって影響を受ける従業員などの労働環境と収入が安定する。
		社会	影響を受ける地域住民に対し、責任ある配慮がされる。
		環境	熱帯雨林の環境保全と生物多様性が保全される。

発表用メモ：

関心をもって調べよう

【まとめ】今日の授業を受けて、消費者市民として今後どのような行動をしていこうと思ったか、記入しましょう。

(例)知らないことばかりだったので、これからは自分が買うものの原料や、どうやって作られたのか、関心を持って調べたい。

あまり安いものは生産者にお金がきちんと払われていない可能性があるので、家で調べてから買うようにする。

◆高校　「家庭総合」を想定した場合

※あくまでも一例です。実際の授業では、学校の事情、習熟度に合わせて一部のみ使うなど、工夫してください。

●題材名

消費者の権利と責任《2時間》

●題材の目標

これからの消費者は、消費行動を通して生産者や事業者、行政などに消費者としての意見を表明し行動するなど、消費者の権利を実現するとともに、社会への影響などを考えて行動する責任があることを理解させる。

●学習指導要領内容に基づく題材として設定

(3)生活における経済の計画と消費
ウ 消費者の権利と責任

消費生活の現状と課題、消費者問題や消費者の自立と支援などについて理解させ、消費者としての権利と責任を自覚して行動できるようにする。

◆授業展開例

時間	主な学習活動	指導上の留意点	教材・資料	キーワード
導入 10分	●社会に影響を与える消費者市民(プロローグ)			
	・商品に不具合があった時、どのような行動をとるか、自分の消費行動を振り返る。	・自転車とリンゴなどを例に、「商品に不具合があったとき」の行動を比較させ、日常のものを「買う」行為は、社会に影響を与える存在でもあることを説明し、本時の目的と内容を伝える。	ワークシート	消費者市民
展開Ⅰ 20分	●「消費者の権利と責任」から消費者市民社会を考える			
	・消費者の意見が反映されることの社会的な影響を理解する。 ・消費者市民社会、消費者の権利と責任について理解する。	・導入の「商品の不具合があった時の消費行動」を基に、消費者には「意見を反映させる権利」とともに、「主張し行動する責任」があることを説明する。 ・「消費者の8つの権利と5つの責任」について、説明する。特に、ケネディの4つの権利のキーワードを押さえておく。「消費者の権利と責任」に沿って行動することが消費者市民であることを説明する。	ワークシート テキスト、ワークシート	消費者の8つ権利と5つの責任(CI) ケネディの消費者の4つの権利 消費者基本法 消費者市民社会
展開Ⅱ 30分	・ワークを通じ、消費者市民社会について理解を深める。	**【ワーク】グループごとに問いに取り組み、どのような行動が消費者市民であるかまとめましょう。** ・テキストの消費者市民社会の概念図の見方を説明する。横軸は、消費行動のプロセス、縦軸は消費が社会に与える影響を3つの要素であることを説明する。 ・5つのグループに分け、グループごとに資料を配布し取り組ませる。「どのような行動が消費者市民社会であるか」グループで検討させ、まとめさせる。	ワークシート 問いカード(5枚) ※指導書 P20、21	批判的意識を持つ責任 主張し行動する責任 社会的弱者に配慮する責任 環境に配慮する責任 連帯する責任
展開Ⅲ 30分	・グループ発表し、5つの情報を共有する。 ・消費者市民社会について理解する。	・発表準備を促す。その際、「消費者の権利と責任」のキーワードを押さえて発表するように伝える。 ・消費者教育の定義と消費者市民社会を構成する3要素を説明する。		批判的思考 他者への理解 地球環境 社会経済情勢 公正 持続可能 経済的市民 政治的市民 倫理的市民
まとめ 10分	・今日の講座を振り返り、今日からどのような行動ができるか考え、発表する。 ・「学ぶ、調べる、伝える」ことの大切さを理解する。	・消費者市民としてどのような行動をしていくべきか考え、ワークシートにまとめさせ、何人かに発表させる。 ・「もっと知りたい」「だれかに伝えたい」という気持ちを引き出すように工夫する。	ワークシート 指導書 P20、21	

ワークシート　エピローグ　**消費者市民としての行動で社会を変える**

月　日(　)　年　組　名前

【ワーク1】買った商品に不具合があったとき、どのように行動しますか。

①何もしない(あきらめる)　②販売店に言う　③製造メーカーに電話する
理由：

①何もしない(あきらめる)　②販売店に言う　③製造メーカーに電話する
理由：

・現代社会では、私たちは物やサービスを(　事業者　)から購入して、それを日々(　消　費　)することで生活が成り立っている。

・日常のものを「買う」行為は、(　市　場　)に参加することを意味する。
商品を購入するときは、(　広　告　)や(　勧　誘　)をうのみにせず、
商品の情報を(　収　集　)したり、(　比較検討　)したりすることが大切である。

・「しっかり考えて購入する」行動の積み重ねは、良い企業を(　選　別　)し、
育てていくことにもつながる。

・複数の商品から自分の意思で選択し、どの商品を購入するかによって、(　社　会　)に影響を与えることができる。このような消費行動をする消費者を(　消費者市民　)という。

「消費者の権利と責任」から消費者市民を考える

・消費者の権利とは、1962年の(　ケネディ大統領　)の「消費者の4つの権利」や、1982年の(　国際消費者機構(CI)　)による「消費者の8つの権利と5つの責任」などを通して確立されてきた。日本でも、2004年に成立した(　消費者基本法　)に消費者の権利が明記されている。

・消費者の権利と責任に沿って行動することが「(　消費者市民　)」であり、(　公　正　)で(　持続可能　)な消費者市民社会の実現を果たすことにつながる。

消費者の8つの権利

- ●安全を求める権利
- ●知らされる権利
- ●選択する権利
- ●意見を反映させる権利
- ●補償を受ける権利
- ●消費者教育を受ける権利
- ●生活の基本的なニーズが保障される権利
- ●健全な環境を享受する権利

※赤字は、ケネディ大統領が提唱した4つの権利

消費者の5つの責任

- ●批判的意識を持つ責任
- ●主張し行動する責任
- ●社会的弱者への配慮をする責任
- ●環境への配慮をする責任
- ●連帯する責任

【ワーク2】グループごとに与えられた問いに取り組み、どのよう行動が消費者市民であるかまとめましょう。

	問い		どのような行動が消費者市民であるか
経済的市民	❶ 批判的意識を持つ責任		P9の広告にある3つのヘアドライヤーを比較して、疑問点や気付いたことを記入しましょう。
	買う	・(　安全　)を求める権利 ・(　選択　)する権利	・3つの商品の値段が違う理由はどこにあるのだろうか。 ・Bの「51デシベルで業界トップクラスの静かさ」とは本当か。 ・A、B、CにはPSEマークがついている。BとCには、警告表示が本体に表示されているが、Aには表示されていない。 ・PSEマークがないと、電気用品は販売できない。 商品を購入する際は、客観的、論理的に問題意識をもって商品を比較検討してから選択することが大切である。
	❷ 批判的意識を持つ責任		P10にある相談事例を読んで、分かったことを記入しましょう。
	使う	・(　知らされる　)権利	・電源コードの付け根の断線は、多くの場合何度も強く折り曲げたことが原因である。 ・製造メーカーには、安全な製品を提供する義務がある。使用上のリスクは、取扱説明書に書いている。 ・取扱説明書通りに使用せず事故になった場合、消費者の誤使用による事故と考えられる。 商品を使用する際は、取扱説明書を読んで、正しく使うことが大切である。
政治的市民	❸ 主張し、行動する責任		問3寸劇:「消費生活センターに相談するとどうなる?」を読み、なぜ次の被害者が減るのか記入しましょう。
	買う	・(　意見を反映　)させる権利	・消費生活センターの相談員は、相談内容をデータとして記録しており、全国の情報が一元管理されている。 ・似たような事例が集まると、地方自治体や国は消費者に情報を提供したり、悪質な事業者を取り締まることもある。 ・国(消費者庁)は、法律を改正して事業者のルールを厳しくすることもある。 消費生活センターに相談することは、個人の満足だけではなく、次の被害者を減らすことにつながる。
	❹ 主張し、行動する責任		「問4事例:リコール情報を調べよう」を読んで分かったことをワークシートに記入しましょう。
	使う	・(　意見を反映　)させる権利	・松下電器では、2005(平成17)年にFF式石油暖房機による一酸化炭素(CO)中毒の死亡事故が起こった。 ・同社は全部の製品引き取りと無償修理を呼びかけているが、12年後の現在でも全台数を把握できていない。 ・経年劣化の製品事故が多発するのを受け、2007(平成19)年に消費生活用製品安全法が改正された。 商品のリコール情報を調べたり、対象の製品を見つけた場合は情報を提供したりすることが、次の被害者を減らすことにつながる。
倫理的市民	❺ 環境への配慮、連帯する責任		P12を読んで、分かったことをワークシートに記入しましょう。
	捨てる		・スマホ、小型家電などの電子機器の部品の一部には、金やレアメタルが使われている。 ・金やレアメタルを採掘している一部の鉱山では、環境問題、児童労働、健康被害などの問題がある。 ・事業者や行政は、今ある資源を有効利用するための取り組みを進めているが、課題も多い。 ・商品がどうやって作られたのかを調べたり、資源を有効利用するためにどうしたらよいか考えることが大切である。

発表用メモ：

【まとめ】消費者市民としてどのような行動をしていくべきか考え、発表しましょう。

まず、批判的思考で商品の選択を比較検討して行う。製造時にどのように作られているのか調べることも大切である。使用時は正しく使うことを心がけたい。商品に不具合があった場合は、事業者に情報を提供したり、消費生活センターに相談する。自分は消費者被害に遭わないから大丈夫という考えではなく、社会の一員として自分の行動を意識していくことが大切だと思った。

思わず伝えたくなる「消費者市民社会」の話

「買う・支払う・使う・捨てる」の４ステップで育てる消費者市民の芽
指導書　（授業展開例＆ワークシート付）

2017（平成29）年3月発行

監修　中村 新造／日本弁護士連合消費者問題対策部会長
石川 周子／東京都立大江戸高等学校公民科教諭

執筆・協力　西村 隆男／横浜国立大学教授

編集・執筆　主任研究員：窪田 久美子
研究員：坂根 裕子／安岡 滿美子／奥原 早苗

協力　消費者教育委員会

発行・著作　（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
〒150-0002　東京都渋谷区渋谷 1-17-14　全国婦人会館 2F
TEL：03-6434-1125

このテキスト作成事業は、（一財）産業人材研修センターとの共同事業として実施いたしました。

Copyright©2017 NACS All Rights Reserved